

令和3年西予市決算審査特別委員会（産業建設分科会）会議録

1. 開催日時 令和3年 9月27日 上下水道課長補佐 上甲 敬一

1. 開催場所 西予市議会全員協議会室 上下水道課係長 松本 理恵

1. 開 会 令和3年 9月27日 上下水道課係長 山本 裕樹  
午前 8時57分

1. 閉 会 令和3年 9月27日  
午後 5時42分

1. 出席委員

班長 小玉 忠重  
副班長 宇都宮久見子  
委員 中村 一雅  
委員 山本 英明  
委員 二宮 一朗  
委員 兵頭 学

1. 欠席委員  
なし

1. 説明員

産業部長 酒井 信也  
建設部長 三瀬 計浩  
経済振興課長 浦田 和喜  
農業水産課長 兵頭 章夫  
林業課長 中城多喜恵  
建設課長 三瀬 文丈  
上下水道課長 松下 徳隆  
経済振興課長補佐 古川 郁夫  
経済振興課長補佐 篠藤 武士  
経済振興課係長 名本 拓朗  
経済振興課係長 中村 忠史  
農業水産課長補佐 稲垣 国弘  
農業水産課長補佐 村上 英治  
農業水産課長補佐 河野 貴之  
農業水産課係長 井上 誠教  
農業水産課係長 兵頭 英司  
農業水産課係長 濱田 信也  
農業水産課係長 松本 幸祐  
農業水産課担当係長 上杉 敏也  
林業課長補佐 酒井 淳二  
林業課係長 辰己 英作  
林業課係長 大塚 洋平  
林業課係長 織田 喜子  
建設課長補佐 菊池 彰真  
建設課長補佐 安田 司  
建設課係長 松本 知也  
上下水道課長補佐 大塚 修司

1. 出席議会事務局職員

議事係長 三好 祐介

書記 日野 あかり

1. 会議に付した事件

認定第 1号 令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第 8号 令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第 9号 令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

**○宇都宮副班長**

開会宣告を行うとともに、班長に挨拶を促す。

**○小玉班長**

挨拶を行う。

**○宇都宮副班長**

酒井産業部長に挨拶を促す。

**○酒井産業部長**

挨拶を行う。

**○宇都宮副班長**

以降の進行を班長に委ねる。

【産業部】

【経済振興課】

**○小玉班長**

これより本日の会議を開きます。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」経済振興課所管分についてを議題といたします。

まず、歳入について浦田課長の説明を求めます。

**○浦田経済振興課長**

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」産業部経済振興課所管分について、まず歳入について御説明させていただきます。

決算書25ページから26ページをお開き願います。

12款1項5目1節商工使用料の収入未済額が28万7000円ございます。これは、乙亥の里の商業インキュベーター施設及び乙亥会館1階部分のレストラン施設の2件の使用者の使用料が未済となっております。内訳としましては、平成29年4月から8月までの5カ月分7万2000円。平成26年6月から平成27年3月までの10カ月分21万5000円となっております。

続きまして、決算書71ページから72ページをお開き願います。

19款5項4目7節商工費雑入の収入未済額が110万9067円ございます。内訳としましては、乙亥の里レストラン施設使用者の電気料（過年度分）59万6650円、水道料（過年度分）1万9991円、下水道料（過年度分）1万2426円の合計62万9067円、そして、グリーンブルーーツーリズム事業の補助金返還金48万円となっております。

使用者につきましては、再三再四に納付書の通

知及び協議を行っておりますけど、現状の状態となっております。引き続き使用者との協議を継続して未済額の収納に努めてまいります。

以上で、経済振興課所管分の歳入についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○小玉班長**

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時04分）

**○小玉班長**

再開を告げる。（再開 午前9時09分）

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「ジオブランド推進事業」について、浦田課長の説明を求めます。

**○浦田経済振興課長**

それでは認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」決算における主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のありました産業部経済振興課所管分の事務事業について、報告書46ページから順に御説明をさせていただきます。

初めに、報告書46ページ、ジオブランド推進事業を御覧ください。参考までに、決算書につきましては221ページから222ページになります。

この事業は、当市のまちづくりの担い棒であるジオパークを中心として、ジオパークの物語と西予市の産品を結びつけた地域産品の魅力向上、販売力の向上を目指しております。また、ジオの至宝という新しいブランドの創出を行い、都市部をターゲットに市内産品の販路拡大を図るため、東京や大阪などで開催する展示商談会に出展をしております。

実績評価としましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、予定していた展示会の延期、出店事業者の減少により、新規販路拡大金額は、前年対比97%の減額となりました。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が見えない中ではありますが、展示会出展に向け、さらに市産品のPR効果を向上させるため、また、

西予市のアピールも含めて、ジオの恵みパンフレットを令和2年度に作成しております。

不用額につきましては967万4000円ございました。理由としましては、当初4カ所の展示会に25事業者の参加をしていただく予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、出展を予定した展示会が延期となり、展示会の出席が3カ所となったこと。また、参加事業者が11事業者と予定の半数以下にとどまってしまうことが大きな要因であります。予定した展示会が年度末開催であったことから、出展費用、旅費等の確定ができなかったため、補正予算対応ができなかったものです。

今後の方針につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、市内事業者の要望にこたえるべく、多様な展示会やフェアに参加するとともに、作成したパンフレットを十分に活用し、展示会等での市産品のPR効果を高め、市産品の販路拡大につなげていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○小玉班長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○山本委員

この目的のところに都市部をターゲットにというふうにあるんですけど、都市部という具体的などの辺、関東とか関西とか、名古屋とか、ターゲットは具体的にありますか。

#### ○浦田経済振興課長

現在のところ都市部というのは、大阪、東京としておりますけど、実際は千葉県の幕張メッセの展示会に出席しております。あわせて福岡県にも出展しております。

#### ○山本委員

11事業者の参加に終わったということで、若干少なかったと思うんですけども、現在の市内の至宝は年々増えておるんですかね。何品ぐらいになってるのかということ、5町別の数がわかれば教えてもらったらと思います。

#### ○浦田経済振興課長

ジオの至宝でございますが、令和2年度以前に認定されたものが7品ございます。旧町別には分

かれてないんですけど、順番にお伝えしたいと思います。

株式会社マルウ水産につきまして4品ございます。佐藤真珠株式会社が1品、株式会社ありがとうサービス1品、田力本願株式会社が1品で、令和2年度以前までに認定されたのが7品ございます。令和2年度認定の品が2品あります。有限会社豆道楽、これ豆腐でございます。株式会社ぞっこん四国1品ということで、ぞっこん四国の水ということで、現在9品認定をしております。

#### ○山本委員

令和2年度まで7品、令和2年度から2つ増えて9品、だんだん増えておって非常に西予市の宣伝にもなっておるかなと思うんですけど、今後また、今年度3年度、来年度と増やしていくような予定というか、それは行政から、あんたどこ出したらどうですかというふうにアタックをするんでしょうか。それとも業者から手が挙がって、うちの品物どうですかと言うんでしょうか。どちらの度合が強いんでしょうか。

#### ○浦田経済振興課長

令和3年3月申請分として、城川のリコピンズからケチャップとゆずポンの2品が申請をされて、令和3年4月に認定をしております。ですので現在は11品でございます。

なお、ジオの至宝の認定につきましては、まちづくり推進課でその申請業務を行っているため、どのような手続でというのは詳しくは存じないんですけども、観光物産協会が法人化されたことによって、ふるさと納税の業務等々もございますので、その辺、申請につきましては、観光物産協会も協力しながら体制ができつつあると思いますので、商品は今後は増える見込みと見ていただけたらと思います。

#### ○小玉班長

ほかにありませんか。

#### ○二宮委員

大体毎年決算のときには売上げ状況を聞くんですけど、今回はコロナということで、開催ができなかったということなんですけれども、こういう時期も今からも多分なきにしもあらずということも考えられるんですが、今の時代、オンラインでのこういう販売計画みたいな、今後の方針みたいなはないんでしょうか。

#### ○浦田経済振興課長

委員おっしゃられるとおり、現在オンライン商談会の活用についても検討をしております。新型コロナウイルスの感染状況が今後どのような状況になるかわかりませんので、出張等は断然減ってきておりますけども、このオンラインの活用について十分に協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

#### ○二宮委員

先ほども出ましたけど、まちづくり推進課とか観光物産協会とか、そういうところがやっぱり連携をしっかりと、大体よく言われる行政の縦型で1つの課だけではなくて、そういう面としてしっかりとらえていただいて推進していただきたいなと思います。

#### ○小玉班長

ほかにございませんか。

#### ○中村委員

G o T o ジオツアーとか企画されて実行されたと思います。ジオブランドをアピールすることにおいてはジオツアーも非常に重要なファクターかなあと考えていますが、今後そのジオツアーの中にジオブランドを絡めて云々みたいなことはありますでしょうか。今企画実行されてることがあれば教えてください。

#### ○浦田経済振興課長

後ほど市観光PR事業のところ、ジオツアーにつきましては詳細な説明を追加させていただきたいと思うんですけど、地産地消ということで地元の産品を使っているのは確かなんですけど、現状ジオの至宝を料理のメニューとかに使っているということはまだないかと思っておりますので、その辺のPRも含めて、今後強化していかないといけない部分だと思っております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時20分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前9時24分)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「企業誘致奨励金事業」について、浦田課長の説明を求めます。

#### ○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 47 ページ、企業誘致奨励金事業を御覧ください。参考までに、決算書は 221 ページから 222 ページになります。

この事業は、西予市企業誘致条例等に定められた要件を満たし、企業誘致審議会で指定を受けた事業者を対象に産業振興と雇用機会の拡大を図るため、固定資産税の減免措置、奨励金等の奨励措置を行うものであります。

実績評価としましては、令和2年度は前年度同様の3事業者が奨励措置の対象となりました。また、雇用促進奨励金適用者数についても、前年度同様の事業者において54名の対象とし、奨励措置を適正に執行いたしました。

不用額につきましては7707万5000円ございました。主な理由としましては、指定事業者からの奨励措置等の申請の際、1事業者の条件未達、3名以上の新規雇用による奨励措置保留等があり、奨励金の額等が確定できずに、補正予算対応ができなかったことが挙げられます。

今後の方針につきましては、現在の企業立地促進奨励金対象企業が令和3年度で終了となることから、引き続き新規企業の誘致に努めてまいりたいと考えておりますが、コロナ禍等の影響により、現在の経済状況立地が進みにくくなっております。そのため、令和3年度においては、県の産業立地確保支援事業を活用し、産業用地候補地の地質調査を計画しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○小玉班長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○二宮委員

昨年の決算のときに、ちぬやの雇用状況等を聞いたら、当時は年度途中でわからないというふうなことで、担当してる課が年度途中ではあっても、何か把握してないのかなということと言ったと思うんですけども、ここには今回出ておりますのでちぬやの雇用状況について、御説明をお願いします。

#### ○浦田経済振興課長

ちぬやの状況につきましては、コロナの関係で外国人の留学生を35名程度受入れを計画しているというふうになっておりましたが、なかなか

海外から出れないという状況の中、その状況は最終的に把握できておりません。

ただ現状、ちぬやホールディングスができた当時に愛媛県下南予の20高校と中予地区においては、愛媛県が共同で高校まわりをしております。その関係上、就職担当の先生と直接に企業と連絡を取り合いながら、高校生の確保ができていと伺っております。

ただ採用しても1カ月、2カ月で退職されてというちょっと入れかわりが早いものですから、その数値の把握等には若干のずれがあるかと思えますけど、現状は順調にいったると伺っております。

#### ○二宮委員

今ここに書いてある雇用者数が54名で、全体ですけどもそのうちの何人がちぬやなんでしょうか。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時29分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前9時31分)

#### ○浦田経済振興課長

先ほどのちぬやホールディングスの雇用状況ですけど、54名のうち、39名がちぬやの雇用の職員数になります。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○宇都宮副班長

先ほど説明の中で、1事業者が新規常用雇用従業員が3名に達しなかったという説明があったかと思うんですけども、どこの段階で3人いないといけないのか、初めはいたけど途中でいなくなったらなくなるものなのか、どういう流れなのかその辺り説明いただけたらと思います。

#### ○浦田経済振興課長

基本的には創業時のところから、市内の住所を有する方が3名常勤でということで条例等には定めておりますが、その申請の方法につきましては、御存じない方もおられますので1年間の猶予はとっておるような状態でございます。

#### ○宇都宮副班長

当然されてるのかなと思うんですけど、これをするつもりでいろいろ建物を建てられたりとかされてるところもあるのかなと思うんですけど、その辺りは当然御説明もされとるし、ほかの例えばこういうことがありますよみたいな方法は、例え

ばこの(2)番の分だけが達成できなかったとかいう場合は、ゼロかマルかバツかということになるんですか。

#### ○浦田経済振興課長

申請書は、この事業者においては3人初年度確保しますということで申請いただいております。ですのでそれを当然業者としてはハローワーク等々で要望はしたけれども、現実、企業誘致の審査会がございます。その前日に3人確保できたかということで電話で確認をとるわけなんですけど、それができてなかったんで、1年間は猶予をみたんですけど基本的にはこの要件を満たさないと認められないというふうな状況になっております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○二宮委員

今コロナで新しい企業誘致も難しいという御説明もありましたけれども、最近場所を構えてインターネット企業とか、そういうところを誘致しているところというのは結構あちこちの自治体であると思うんですけども、西予市的にはそういうふうな企業誘致の方法というのは考えておられないのでしょうか。

#### ○浦田経済振興課長

現状のところはインターネット環境等の整備等での企業誘致というのは検討をしております。

#### ○二宮委員

先ほども言いましたけども、まちづくりとかそういうところと連携して、移住定住もジオの推進もそうなんですけど、そういうところの面で考えたときに、やっぱりシェアオフィスとかいう事業とか、空き家対策とか、そういうことがいろいろ出てくるんじゃないかなと思うんですけど、横の連携が少ないんじゃないかなという気がするんですけどもいかがでしょうか。

#### ○浦田経済振興課長

委員御指摘のとおり、課によって連携不足等々あるかと思えますけど、ジオに関しましては、令和5年度から一体感を持って観光物産協会とともに検討しております。移住定住的なこともフェアには参加をしているかと思うんですけど、どう言いますか、本気でやっていく施策の一つではあるかと思えますけど、現状のところはそこまで至ってないというような状況にあるかと思えます。

## ○二宮委員

これは部長にお願いせないけんのかもしれんのですけども、移住定住なんかでも事が起こったというか申込み等があったときには連携してやるというシステムは今多分できたんだろと思うんですけど、その前の段階の誘致するという段階でのそういう連携というのは1つの課では難しいと思いますので、部長が部長会とかの中で連携して、何か進めるような方策というのをぜひお願いしたいなと思います。

## ○酒井産業部長

今年度から部長会で、西予市の重要な施策の作戦会議というものを6月から始めて、第1回目の会議が終わったところでございます。そういうような会議の中で、そういう提案をさせてもらって、協議をして市の重要施策としてこれをやっていくというようなところで提案をしてみたいなと考えております。

どちらかという、今まではトップダウン的な発想のほうが先にいってしまっような感じはあるので、やっぱりそういう中では部長会で喧々譁々その話合いを持って、施策を進めるというやり方もまずありなのかなと思いつつ自分も参加しておりますが、但しこれをするとやっぱり公務員やなというスピード感のなさはもう否めないというところでジレンマがあるなと思っておりますが、今二宮委員がおっしゃったことは、私どもも提案をさせてもらって協議をしていきたいと考えております。

## ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

## ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「ふるさと就業創出奨励事業」について、浦田課長の説明を求めます。

## ○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 47 ページ、ふるさと就業創出奨励事業を御覧ください。決算書につきましては 177 ページから 178 ページになります。

この事業につきましては、卒業時の選択として就業の場を西予市に位置づけるため、市内の中学校、または県内の中等教育学校、高等学校、特別支援学校を卒業後、市内に住所を有し、市内企業に就職した方を対象に奨励金を交付するものです。

交付額は1人当たり1カ月1万円とし、申請年度最終月に申請者が提出する実績報告に応じて1年分をまとめて交付するもので、最長3カ年まで継続して申請可能としております。

実績評価としましては、令和2年度は22名から申請があり、そのうち、新規申請者が9名、継続申請者が13名となっております。新規申請者は、事業開始時からほぼ横ばいの状況となっており、事業継続の効果も低いと考え、今年度をもって当事業を廃止しております。

今後の方針につきましては、本制度は廃止としましたが、令和3年度より新たにみらい発展就業奨励金として新制度を立ち上げております。これまでの対象に加えて、大学、専門学校卒業後の市内就業についても補助対象とすることなどで、新規学卒者の市内就職の促進、労働人口の確保や地域経済の維持を図ってまいります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○小玉班長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○二宮委員

この受入れ先は法人になるんですよね。株式会社とか有限とか、そういう法人に就職したというふうに限られるということでもいいんでしょうかね。

## ○浦田経済振興課長

基本的には株式会社、有限会社ということで、法人に限られております。

## ○二宮委員

みなし法人みたいなものもありますし、例えば職人さんとかみたいな方もあると思うんですよね。例えばよそから来ていただくとか、特に今、農業等も労働人口不足してる中で、そういうふうなものも今後、新たな取組するのであれば考えていただきたいなと思います。

## ○浦田経済振興課長

農業とか個人事業主におきましては、新規後継者ですかね、後継者育成等々の補助等も農水のほうであろうかと思っておりますので、内容等につきましては検討はさせていただきますけど、現状の通りの方向で今のところは考えております。

## ○酒井産業部長

皆さん覚えとられるかどうかかわからんですけど

ど、森川議員が前のときに左官が少なくなってる  
とかいうようなこともありましたけど、やっぱり  
個人事業主で大切なのは大工さんもそうですけど、  
そういうのもやっぱり協議をしないけんのか  
かなという状況でございます。

今何するにつけても、とにかく西予市に残って  
ほしいという考えの施策なので、何とかそこら辺  
も拾えるというか、認定できるような形のものも  
考えていかないけんのかなと考えております。

#### ○山本委員

これまでの事業を廃止して、今後新しい新規事  
業をとということをお伺いしましたけども、それを  
どの程度まで、高校、あるいは専門学校、短大、  
大学まで募集というか、声かけに行くのか、そし  
てそれは西予市出身の人だけに限られるんですか  
ね。I ターンの県外出身者で、例えば、愛大や県  
内の高校に来とって、県外出身の者がそのままい  
ついてくれるのもありがたいと思うんですけども、  
そういうことは考えられておらんのでしょうかね。

#### ○浦田経済振興課長

新しい制度の未来発展就業奨励金につきましては  
は、市内に住所を有して、市内に勤務しているこ  
とということですので、市内市外関係なく受け付  
けをしております。

現状申しますと高校生で 11 名申請がございま  
す。専門学校生が 3 名、短期大学が 5 名、大学が  
7 名ということで今受け付けております。

#### ○小玉班長

ほかにありませんか。

#### ○宇都宮副班長

廃止になるということなんですけれども、これ  
令和 2 年度新規申込み者 9 名というのは、9 名し  
か対象の子がいなかったということですよ。申  
請をする必要なかったのか、西予市内これだけ広  
い中、9 人しかおらんかったのかなというのがど  
うなのかなと思うんですけども。

#### ○浦田経済振興課長

令和 2 年度につきましては、新規の申請者とい  
うのは 9 名でございます。ただ経過措置を設けて  
おりますので、この方は令和 2 年度に受け付けて、  
令和 3 年度、4 年度とこの制度の状態のまま支給  
はする予定としております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○二宮委員

事業期間が 5 年間ということですけども、結局  
トータルで何人該当したのかわかったら教えてく  
ださい。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 46 分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 49 分)

#### ○浦田経済振興課長

先ほどの二宮委員の御質問ですけど、調べて、  
また後ほど御報告させていただけたらと思います。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「市観光 P R 事業」について、  
浦田課長の説明を求めます。

#### ○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 58 ページ、市観光 P R 事  
業を御覧ください。決算書につきましては 215 ペ  
ージから 216 ページになります。

この事業は、県内、県外から誘客を増加させる  
ため、市内及び県内外で西予市の観光 P R を特産  
品販売とあわせて実施するものでございます。ま  
た、西予市の食材、ジオの恵みの豊かさ、ポテン  
シャルの高さをアピールするものです。

実績評価としましては、新型コロナウイルス感  
染症拡大の影響を受け、各種イベントをはじめ、  
プレミアムダイニング等計画していた事業を実施  
することができませんでした。しかしながら、ほ  
かの事業にはなりますが、新型コロナの交付金を  
活用して、ジオツアーキャンペーンを実施し、地  
元事業者と連携しつつ、西予市内の観光客誘客に  
一定の成果を出すことができたと考えております。

不用額につきましては 157 万 7000 円となっ  
ております。主な理由としましては、予定イベント  
が中止となったことに伴う補助金額の減額などが  
挙げられます。

今後の方針につきましては、西予市観光物産協  
会をはじめ、地元の旅行事業者との連携をなが  
ら、より一層西予市への誘客と観光 P R を実施し  
ていく予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろし  
くお願いいたします。

### ○小玉班長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○二宮委員

大体の説明はわかったんですけども、私も松山の人とか、ちょこちょこ利用したよというふうな声を聞いて、自分が思ってるよりも評判よかったんだなというふうに感じております。

定期的というか恒常的にこういう事業を進めていただきたい。今後も多分するような方向ということで、今課長の説明はあったんですけども、恒常的にこういうのを年内の回数を増やすとかしていただきたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

### ○浦田経済振興課長

委員おっしゃられるとおり、新型コロナの関係で地元事業者、旅行者等観光とか減っておりますので、地元のよさというのを今回再発見できたかと思えます。なおかつテレビ等で報道をしていただいたおかげで、3日ぐらいで完売というような状況も聞いておりますので、その辺踏まえて、さらにジオの認定を受けた後にはジオを活用しながら、そういう観光的なことも考えていきたいと思っております。

### ○二宮委員

これ質問ではなくて要望になるんですけども、西予市内広いので四季を意識した、四季それぞれの、今からだったら紅葉ですけども、そういうようなことを考えながらぜひお願いしたいなと思います。

### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「町並み建造物修理・修景事業」について、浦田課長の説明を求めます。

### ○浦田経済振興課長

続きまして、報告書 78 ページ、町並み建造物修理・修景事業を御覧ください。決算書につきましては 291 ページから 292 ページになります。

この事業は、卯之町伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物及びその建造物と一体となす環境を保全、整備するために、地区内物件の修理・修

景事業に補助金を交付するものでございます。

実績としましては、修理・修景事業については当初 9 件の計画がありました。修理の中止を希望された影響もあり、国庫補助事業を活用した修理・修景事業が 4 件、その他軽微な修理・修景事業が 8 件となりました。このたびの事業で、光教寺の一連の修理・修景事業が終了するとともに中町のまちなみ中央の四つ角に面していた末光家蔵の壁面が修理されるなど大きく景観向上につながりました。

不用額につきましては 258 万 6000 円の不用額があり、先ほどお話しさせていただきました修理中止の影響等によるものでございます。

今後の方針につきましては、今後も先哲記念館内で相談会を開催するなどして地区住民の要望を伺うことで細やかな対応に努めてまいりたいと思えます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○小玉班長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○二宮委員

これは重伝建になってる間、ずっと永久的にこういう事業が続くということによろしいんでしょうか。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 56 分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 56 分)

### ○浦田経済振興課長

先ほどの御質問ですが、ずっと継続的に続くということになっております。

### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

### ○中村委員

令和元年度に比べて事業費が減ってる。これは修理箇所は減って予算措置が減ったというふうには受け止めていいのかなあと考えていますが、事前に、前年度にこことここを直さないかなという見込みを立ててから事業費を立てるのでしょうか。そのところ詳細に教えていただいたらと思えます。

### ○浦田経済振興課長



この件は担当から御説明をさせていただけたらと思います。

#### ○中村経済振興課係長

毎年6月をめどに、住民の方、また持ち主の方を対象に相談会を開かせていただいて、その相談会で見積り等提出いただく、また相談会以外でも随時相談を受入れして、早めに次の年の見込みを立てていくというふうを実施しております。

金額的に前年度に比べて減っております点についてなんですけれども、令和元年度は中町広場の大規模な直接工事がございますので、そちらでかなり金額を使わせていただいておりますので、前年度に関しては金額が増えていた。ただ、令和2年度に関しましては、中町広場工事が終了しましたので金額的には減っておるという状態です。

#### ○中村委員

再質問になります。保有されてる方から申請が上がってきて、ここどこを何とかという事業措置をする。そこには何て言うんですか、上限があって、これ以下という予算規模というものはあるのでしょうか。

#### ○中村経済振興課係長

こちらは規模というのを大きく設定まではしてないんですけれども、愛媛県の予算であったりとか、国の予算もございますので、そちらと相談しながら、大体昨年度とそう変わらない金額にはなるんですけれども、その前の年は直接工事ございましたので、国・県と相談させていただいて増えたという形になります。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○宇都宮副班長

例年されてるみたいなんですけれども、広報紙発行というのはどういう広報紙なんですか。

#### ○中村経済振興課係長

重伝建だよりという、公民館だよりに近いものを毎月発行させていただいて、その重伝建の該当している区の辺り全戸に配布をさせていただいて、現状の工事であったり、火事に気をつけてくださいよという便りを毎月出させていただいております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○山本委員

毎年6月の持ち主との相談会の件ですけども、

その施設というのは理事者側、市からあそこを直したいなというような気持ちのある施設と持ち主からの手上げとは大体一致するものですか、それともこちらの勧告というか、そういうものを重視というか、そういうふうにされてるんですか。

#### ○中村経済振興課係長

ほとんどの場合が住民からの希望によるものを中心に取扱いをさせていただいております。市の物件に関しましては、市の物件で傷みであったりとか、地域の要望であったりとか、そういったものを勘案しながら決めさせていただいております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○二宮委員

該当するかどうかかわからんですけど、この重伝建地区内で、例えば火災の訓練とか、そういうのは定期的にやられてるのでしょうか。

#### ○中村経済振興課係長

重伝建地区において、平成30年に防災計画というのをつくらせていただいているんですけども、その際に大規模に訓練をさせていただいております。あと定期的に、市の施設を中心に防災訓練の実施もしております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業」について、浦田課長の説明を求めます。

#### ○浦田経済振興課長

それでは報告書101ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した実施事業を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業、3番新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金事業につきまして御説明をさせていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障を生じている事業継続が困難な市内の中小企業者等に対して資金を補助することにより、事業の経営安定を図り、もって地域経済への影響を低減するため、日本政策金融公庫等から借入れた融資額の3分の1、限度額50万

円を支給するものであります。

実績としましては 333 件の申請がありまして、交付実績は 1 億 6155 万 7000 円となっております。

今後の方針につきましては、当該事業は令和 2 年度で終了をしております。感染症の再拡大に伴う事業者への影響が引き続き懸念されることから、売上げ減少が生じ、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む事業者への支援施策等、引き続き検討してまいりたいと思います。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 03 分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 05 分)

#### ○浦田経済振興課長

それでは、同じく報告書 101 ページ、11 番商業振興商品券助成事業について説明をいたします。

この事業は新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、事業継続が困難となっている飲食業者が行う 5,000 円で 6,000 円分の飲食ができる「つながる西予！飲食応援前売り券」の発行に対して支援を行うもので、発行主体である商工会に対して補助金を支出するものでございます。

実績としましては、参加店舗 105 店舗、換金枚数 1 万 4496 枚、補助金実績は 1544 万 9630 円、プレミアム分 1404 万 9600 円、商工会事務費分 140 万 30 円となっております。

不用額については 125 万円発生しておりますが、これは当初想定しておりました登録店舗数及び実施主体であります西予市商工会の事務費について実績の減によるものでございます。

今後の方針につきましては、御案内のとおり、令和 3 年度当初により第 2 弾事業を展開しており、今年 9 月 30 日を使用期限としているところでございます。前売り券事業については第 2 弾をもってひと区切りと考えておりますが、引き続き、飲食店のみにとどまらない広く中小企業者等への支援施策を検討してまいりたいと思います。

同じく報告書 101 ページ、30 番せいよ観光応援事業につきまして御説明を申し上げます。

この事業は宿泊料の割引を打ち出すことで、愛媛県民を西予市へ誘客し、新型コロナウイルスの影響により観光客減少に悩む市内旅行事業者への宿泊施設等を応援するものであります。

令和 2 年度は、まず 8 月の 1 カ月間西予市民限定で実施しましたが、これが好評であったため、

秋以降は対象を愛媛県民に拡大し実施をいたしました。

実績としましては、8 月に実施した西予市民限定のキャンペーンでは 267 人、11 月から実施した愛媛県民限定のキャンペーンでは 941 人の計 1,208 人がジオツアーキャンペーンを利用して、西予市内で宿泊をしております。

今後の方針につきましては、県内の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施時期等を検討するとともに、割引額の見直し等を行い、割引があつて安いから西予市に行くのではなく、楽しいから、魅力的だから、おいしいから西予市に行くという方向へとシフトチェンジを図っていく予定でございます。

なお、不用額についてはございません。

続きまして、報告書 102 ページ、42 番冬の贈物お歳暮フェアにつきまして御説明を申し上げます。

この事業は、市内特産品の販売促進を目的に西予市観光物産協会が実施するせいよ時間冬ギフト 2020 に対する補助を行うもので、同協会が取り扱う市内物産品について 50%割引した価格で市内外の方にお買い求めいただきました。

実績としましては、市内 32 業者、79 商品を提供いただき、商品販売数は延べ 7,882 商品、販売総額は 3328 万 9530 円となっております。

不用額につきましては 86 万 1000 円ございました。主な理由としましては、商品販売数が想定数に達しなかったことが挙げられます。

今後の方針につきましては、令和 3 年度において夏にお中元割引フェア事業を実施、年末におけるお歳暮割引フェア事業を計画しております。割引フェアについては今回のお歳暮事業をもって終了となりますが、事業者も年々定着して観光物産協会会員数も増加傾向にあることから、カタログ発行等によるお中元、お歳暮事業については継続的に実施する予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○小玉班長

浦田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○兵頭委員

30 番の観光のほうの件ですが、愛媛新聞の読者投稿欄というところがあるんですけど、あそこ

に昨年県内の方から投稿がありまして、西予市を見直したというような投稿が出ておりました。この事業を使って初めて宿泊して西予市のいいところあったよというのが、これ本当ありがたいことだと思っておりますし、先ほどの説明でいくと次回以降も予定はされてるみたいですが、こういった事業1回ぼっきりではなかなか行うことがなかなか難しいと思いますので、継続的にぜひ検討していただきたいということ、これ要望になりますけど、決算の審査なんですけど、そういったことでぜひお願いしたらと思います。

#### ○浦田経済振興課長

実はジオツアーを実施するに当たって旅行事業者との打合せも行っております。新型コロナウイルスの影響がなければ、7月、8月というのはやはり観光客で来るそうなので心配はいらないと事業者から言われまして、できましたらその夏休みが終わった9月、10月、11月ぐらいにこういう企画をという話を伺っております。

それで今はコロナの関係でできませんけど、そういった体制づくりとまたジオの発信できるポイント等を担当では模索しておりますので、継続的な方向で検討しております。

#### ○兵頭委員

冬の贈物の件ですが、先だって行われた産建委員会で、二宮一朗委員がカタログだけではなくてネット通販も検討してみてもという意見があったと思います。

実際昨年の実績からいきますと販売数不足で86万円近くの不用額が発生したということなんですけど、これもやはり発信力不足がひとつの原因ではなかろうかと思っておりますけど、そこら辺はどういうふうにかえられておりますか。

#### ○浦田経済振興課長

現注文方法の種別は基本ファクスとしております。電話、メール、店頭、ホームページ等で行いたいということで、事業者によって対応できる場所とできないところがあるので、その辺は観光物産協会から事業者を確認をとった上で行っております。

また、事業者からは、観光物産協会で一手にその受け付けを受けてくれないかというような要望もございまして、すぐにできるとはちょっと言いがたいんですけど、調整を今している状況にあります。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○中村委員

30番の観光応援事業のことなんですけど、市からも補助を出している、これはコロナの関係で国や県からの補助もあったと、不勉強なんですけど、重ねて使えて物すごくお得だったみたいなことも聞いたんですけど、その市単独ということと国や県の相乗りということのすみ分けというか効果の違いとあってあったんでしょうかね。わかりますかね。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時16分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前10時17分)

#### ○名本経済振興課係長

先ほどの御質問ですけれども、当初市民限定でさせていただいたときには、そういった重複も含めて有利なものでやらせていただいていたんですけども、以降県内限定等をしたものについては、西予市単独のこの事業を使った費用で出ております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○山本委員

先ほどのジオブランドのところでもあったんですけども、プレミアムダイニングなんですけど、私の個人のところに松山とか宇和島とかから、おいしいのをぜひ食べたいんやけどという電話が数名かかっておりまして、ないんやろかな、コロナでできんのかなというような話をしたんですけど、西予市内ミシュランをもらったような店のマスターもおられたりしますので、非常においしいところもあるので、さっき課長言われました楽しいから、魅力的だから、おいしいから西予市へ行こうという部分を積極的に出させていただいて、PRさせていただいて、さらに集客、それから増収につながるような活動をしていただいたらありがたいなというふうに思っております。さらに広報活動に熱を入れていただいたらというふうに思っております。

#### ○浦田経済振興課長

プレミアムダイニングについては、コロナの関係で今回は中止とさせていただきましたけど、ミシュランの星を持たれている料理人の方と調整をしてくるので、そこを今後ジオの関係等々、

地産地消で生かしたいというふうに考えております。

**○小玉班長**

ほかに質疑はありませんか。

**○宇都宮副班長**

30 番のせいよ観光応援事業の分なんですけど、G o T o せいよジオツアーの実施で、これ条件が西予市内に宿泊することということがあると思うんですけども、実施された方は1泊2日になったら2日間とも西予市内に在住する、1泊だけ西予市に泊まれば、次の日は市外に行ってもよかったですかね。説明をお願いします。

**○小玉班長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時19分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午前10時20分)

**○浦田経済振興課長**

先ほどの御質問ですけど、1泊だけ西予市に泊まっていたら、翌日県外等々に出られるのは全く問題ございません。

**○宇都宮副班長**

参考までに教えていただきたいんですけども、これ利用された方はどこに泊まられた方が多かったんですか。

**○小玉班長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時20分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午前10時21分)

**○浦田経済振興課長**

人気で言いますと、三瓶の「Seaside うわかい」が一番人気がありました。

**○小玉班長**

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時21分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午前10時23分)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」経済振興課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○小玉班長**

挙手全員であります。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時23分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午前10時37分)

先ほど保留しておりました経済振興課の件について、発言をお願いします。

**○浦田経済振興課長**

先ほどふるさと就業創出奨励金事業の実績数値ということで御質問いただきましたが、5年間で49名でございます。年度別で言いますと、平成28年度が11名、平成29年度9名、平成30年度が12名、令和元年度が8名で、令和2年度が9名でございます。

**○小玉班長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時38分)

[農業水産課]

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午前10時39分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業水産課所管分を議題といたします。

通告事業「農業用機械・施設整備事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭農業水産課長**

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業水産課所管分について、主要な施策の成果報告及び決算書に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順に説明をさせていただきます。

なお、事業の実績につきましては、当課の通告事業数は9事業と多く、また内容が多岐にわたることから、事業説明資料を別途作成しまして、事前に配付させていただいておりますので、資料に沿って説明をさせていただきます。また、把握し切れてない部分もあります。詳細な質問については、本日担当者を大変たくさん連れてきて申し訳ないんですが、連れてきておりますので担当者から回答させる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、成果報告書48ページ、農業用機械・施設整備事業については、配付の事前説明資

料の1ページ目を御覧ください。

当該事務事業では、次世代につながる果樹産地づくり推進事業、柑橘農業復興推進事業、農業用ハウス強靱化緊急対策事業、普及組織先導型革新的技術導入事業の4事業を実施しており、農業用機械や資材の補助を通じて、産地の育成や安定継続的な農産物の出荷及び農業所得の向上に努めております。

令和2年度実績としては、まず、次世代につながる果樹産地づくり推進事業では、事業実施主体を通じて、かんきつ農家に農業所得向上を目指すために必要な機械や資材の支援を行うことで、労働力の省力化を図り、生産性を向上することで、農業所得向上を後押ししております。

次に、柑橘農業復興推進事業では、事業実施主体が農作業受託の構築に必要な機材を購入し、平成30年7月豪雨により被害を受けたかんきつ農家に対して支援を行うことで、かんきつ農業の復興を後押ししています。

次に、農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、事業実施主体を通じて、ハウス補強や防風ネットの設置を支援することで、農業用ハウスの台風等による災害被害の軽減に努めています。

次に、普及組織先導型革新的技術導入事業は、先駆的な技術の確立等に取り組むために導入する施設・機械の整備等を支援するものであり、事業実施主体である株式会社味彩におけるエア一式果実搬送システムやスピードプレーヤー等の先導的な機械の導入に対し補助を行っています。

今後もこれらの事業推進により、労力の省力化による安定継続的な農産物の出荷や産地の育成及び農業所得の向上に努めてまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○二宮委員

確認なんですけども、この表の説明資料の一番右のその他というのが個人負担分ということによるしいんですかね。

#### ○兵頭農業水産課長

まず最初に事業実施主体が負担をしております、その後受益者からお金をいただくという形に

なっております。実施主体が受益者の方に対してお金をいただくと、リース等で多分いただいているんじゃないかと思えます。

#### ○二宮委員

ここの表にあるその他というのは、どういうことなんですかね。

#### ○兵頭農業水産課長

事業実施主体が負担しているお金がその他の金額になります。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「農業後継者育成事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

#### ○兵頭農業水産課長

次に、成果報告書の49ページ、農業後継者育成事業については、説明資料の2ページ目を御覧ください。

当該事務事業では、農業次世代人材投資事業、次代を担う若い農林漁業就業促進事業、次世代ファーマーサポート事業、農業研修生サポート事業、農業設備投資事業の5事業を実施しており、農家の高齢化及び担い手不足の課題に対応するため、就農者の確保、育成に努めております。

令和2年度の実績としては、まず、農業次世代人材投資事業では、就農計画の認定を受けた50歳未満の新規就農者に対し、年間最大150万円、最長5年間の投資資金を交付するもので、令和2年度は36名の継続対象者と4名の新規就農者に補助を行い、就農定着を後押ししています。なお、令和2年度はこのほかにも2名の新規就農者がおり、今後の投資資金の申請を検討しております、そのうちの1名は、令和3年度に採択をされております。

次に、次代を担う若い農林漁業就業促進事業は、農業大学校等の就農研修資金を借り受けた新規就農者に対して、毎年の償還に要する経費を補助する県補助事業ですが、既にこの事業は平成29年度で新規の受け付けを終了しておりますが、平成26年度に採択され、令和5年度まで補助を行う対象者が1名おりますので、令和2年度も補助を行っております。

次に、次世代ファーマーサポート事業では、地

域農業を担う J A や農業法人等による新たな担い手確保に関わる支援システムの構築に対して補助を行っており、令和 2 年度は、J A 東宇和及び西宇和に対して、新規就農者の受入体制の整備や技術研修、研修ほ場の機械・施設の整備等への補助を行いました。

次に、農業研修生サポート事業では、I・J ターンの新規就農者を積極的に雇用及び育成する事業者に対し、その研修に要する経費を補助していますが、令和 2 年度においては実績なしとなっております。なお、令和 2 年度までは、市内に 3 親等以内の親族がいる I・J ターン就農者を対象外としていましたが、利用拡大を推進するため、令和 3 年度にこの要件を廃止した結果、現在 2 名の申請が見込まれております。

最後に、農業設備投資事業では、I・J ターンの新規就農者に対し、農業設備の初期投資に係る費用を補助するもので、令和 2 年度は 1 名の継続対象者と 1 名の新規就農者に対して、農業機械等の購入に対する補助を行いました。これらの各種事業効果による令和 2 年度の新規就農者は 6 名であり、平成 24 年から令和 2 年度までの市内での農業定着者数は、合計で 84 名となりました。

今後も事業推進により、新規就農者の確保に努めてまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○二宮委員

事業実施主体を、これ見よつたら、大体 J A が主なものだと思うんですけども、個人、個人と言うたら変ですけど、グループで法的な活動されておるところ等のこの事業の周知というのは J A からいくんですかね、市からいくんでしょうか。

#### ○兵頭農業水産課長

西予市から周知を行うようにしております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「担い手育成支援事業」につい

て、兵頭課長の説明を求めます。

#### ○兵頭農業水産課長

次に、成果報告書の 49 ページ、担い手育成支援事業は、説明資料 2 ページ目を御覧ください。

当該事務事業では、認定農業者経営改善対策事業と農業経営収入保険支援事業の 2 事業を実施しており、地域農業を担っていく認定農業者を対象として、担い手の育成を図っています。

令和 2 年度の実績としては、まず、認定農業者経営改善対策事業は、農業用機械・施設導入に対する補助を行っており、18 名の認定農業者に対して、トラクター、コンバイン等への補助を行いました。

次に、農業経営収入保険支援事業は、新型コロナ拡大による売上げ減少等による影響から経営を守るための緊急措置として、農業経営収入保険への加入を促進するための保険料の 2 分の 1 以内を補助するもので、83 名の認定農業者に対して補助を行い、コロナ禍における経営の安定化を支援しました。

今後も支援事業により、認定農業者の確保と経営の安定化を図ってまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○兵頭委員

この事業主体、認定農業者限定ということなのですが、これ以外の方にはもうないという考えでいいんですか。

#### ○兵頭農業水産課長

この事業自体が認定農業者を対象としておりますので、それ以外の方は対象外となります。

#### ○二宮委員

今の説明の収入保険のところの認定農業者対象者 83 名ということだったんですけども、これは、支援事業を受けた認定農業者が 83 名なのか、農業者全体は何名なのかを教えてくださいと思います。

#### ○兵頭農業水産課長

こちらの資料にある 83 名は、この支援事業を受けた認定農業者の数となります。令和 2 年度時点の認定農業者の数は 435 名となります。

### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「ため池等農地災害危機管理対策事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

### ○兵頭農業水産課長

次に、成果報告書 50 ページ、ため池等農地災害危機管理対策事業は、説明資料の 3 ページ目を御覧ください。

当該事務事業では、ため池ハザードマップ作成事業、危険ため池緊急対策事業、ため池改修事業、廃止ため池事業を実施しており、豪雨や地震等の自然災害に対し、ため池決壊等による人的被害を軽減するための対策を行っています。

令和 2 年度の実績としては、まず、ため池ハザードマップ作成事業では、市内の防災重点ため池 25 カ所の浸水想定区域図の作成を行い、廃止ため池事業では、谷ヶ内下池の廃止に向けた測量設計と、郷ノ上池のため池廃止工事を実施しております。なお、市内 79 カ所の防災重点ため池の浸水想定区域図及びハザードマップ作成業務については、令和 2 年度は前払いのみ支出しており、残りは令和 3 年度に繰越しをしております。

不用額が 1 億 218 万 1000 円ありますが、そのうちの 1 億 156 万 9000 円を令和 3 年度に繰越しをしております。先ほどの繰越しを行った浸水想定区域図及びハザードマップ作成業務については、今年度の 8 月 31 日に完了し、また、宇和、野村地区の防災重点ため池 45 カ所の浸水想定区域図及びハザードマップ作成については、令和 4 年 3 月 15 日の完了を予定しています。

次に、ため池改修事業で繰越しを行った日ノ浦池と龍王池については、日ノ浦池の測量設計が今年度 5 月 31 日に完了し、日ノ浦池と龍王池の改修工事は、令和 4 年 2 月末の完成を予定しています。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

### ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○二宮委員

ため池としての認定を廃止する手順なんですけれども、私の地域も何かこの間、ため池ではなくなるんですよという地権者総会での営農部長の説明だったんですが、防災のためかなというふうなことで、何か最近その下にあるほ場が、要するにはほ場として機能してないというか、つくってないので、このため池を廃止しますという説明だったんですけども、そういう場合に、地元の人、例えば地権者とかに説明があってから決めるのか、ここ数年間の状況を見て、市が先に決められるのか、そういうところ順番がよくわからんですけど教えていただきたいと思います。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 56 分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 56 分)

### ○河野農業水産課長補佐

先ほどの御質問ですけども、ため池廃止・改修につきましては、基本的には地元から手続を要望いただいて、それをもとに改修・廃止という手続を行っております。

### ○二宮委員

今聞いたのは、廃止する前の段階で、地域の公民館か何かの説明で、あそこがもうため池としてはなくなりますよと、市としてはため池にしなくなるというふうなことなので、もう廃止せざるを得んよねという話を地域でしたんですけども、そのため池じゃなくなるという判定をどこでしたのかということなんです。

### ○河野農業水産課長補佐

今の御質問は恐らくハザードマップの説明会をしたときだと思います。そのときに、ため池が廃止になるというような点をこちらからしたかどうか再度確認をさせていただきます。

### ○二宮委員

うちの地区の場合はですけども、地権者総会において営農部長が公民館でそういうハザードマップの説明のときに聞いてきて、実際にもうここ数年間その水を使ったほ場の事業をしてないというふうなのは現実なんですけども、例えばこういうのを地権者が後で知ったときにどうなるのかなと。うちの土地はもう田んぼとしていけんのかなというふうな勝手に決められたみたいな感じにならないのかなと思って質問したので、確認をまた後でもしていただきたいと思います。

### ○松本農業水産課係長

先ほどの御質問なんですけど、小原の谷川池は、ため池管理者からため池廃止の要望が出ておまして、それで、今回ため池ハザードマップの説明をしたときにその話をさせていただいております。ため池廃止の要望についてはため池管理者から出ているものですので、それをハザードマップの説明会のときに御説明させていただいております。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 00 分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 05 分)

質疑はありませんか。  
[発言する者なし]

### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「中山間地域等直接支払制度事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

### ○兵頭農業水産課長

次に、成果報告書の 50 ページ、中山間地域等直接支払制度事業は、説明資料の 4 ページ目を御覧ください。

当該事業は、生産条件不利にて耕作放棄地が増加し、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、国の中山間地域等直接支払交付金を活用して、農業生産活動の維持と耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図っております。

令和 2 年度の実績としては、市内全域で 152 の協定集落に対して、約 2 億 5720 万円の交付金を支出し、総面積 1,714 ヘクタールの中山間農地において耕作放棄地発生の抑制に努めました。

今後も事業推進により、条件不利とされる中山間地域の農地保全に努めてまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

### ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○二宮委員

一般財源の 6600 万円というのは、ほとんど国・県かなと思ってたんですけども、どういふものが一般財源になるんでしょうかね。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 07 分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 08 分)

### ○井上農業水産課係長

先ほどの御質問ですが、一般財源に当たる部分は、交付金の 4 分の 1 というだけで、この事業が一般財源に当たることではなくて、事業に対して 4 分の 1 が一般財源に当たるということになります。

### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

### ○宇都宮副班長

成果報告書の実績評価のところに、中山間地域の耕作放棄地の発生などを防ぐことができたと書いてあるんですけど、どれぐらい防げたんですか。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 09 分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 10 分)

### ○兵頭農業水産課長

基本的にこれは中山間農地の現状維持をしていくということで、耕作放棄地を増やさないというところでございますので、そういう面で耕作放棄地、現状維持されているということで、抑制ができたという表現にさせていただいております。

### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「農村環境保全向上活動支援事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

### ○兵頭農業水産課長

次に、成果報告書の 51 ページ、農村環境保全向上活動支援事業は、説明資料 4 ページを御確認ください。

当該事業は、多面的機能支払交付金を活用して、農用地、水路、農道等の農業基盤の維持管理に関わる共同作業を後押しすることにより、担い手農業の負担軽減と農業活動を推進するものです。

令和 2 年度の実績としては、市内の 93 組織が本事業に取り組んでおり、約 1 億 4300 万円の支払交付金を活用して、総面積 2,338 ヘクタールの農地において、事業計画に位置づけられた農地維持、共同活動、長寿命化に伴う活動を行うことで、農地及び農業施設の保全を図り、農村環境の向上



につながっています。

なお、今後は、この多面組織を活用した田んぼダム事業にも取り組んでいく計画としており、地域の共同作業による地域資源の保全管理の推進とあわせて、管理された水田を活用した肱川流域治水対策への取組も図ってまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○二宮委員

計画年度が令和3年度までになってるんですけども、中山間のは令和2年から6年間ということで、令和6年度までということが出たんですが、大体5年周期だと思えますけれども、令和4年度以降はどういうふうに変更点があるのかとか、そういうのがもう出ているのでしょうか。

#### ○兵頭農業水産課長

詳細までは把握できないんですが、この計画年度というのは中山間の場合は、一律的に年度が区切られるんですが、この多面の場合は取り組んだときから5年間という取組なので、集落によって更新月が変わっていると担当者から聞いております。その事業自体が大きく変わるのはまたまとめであると思うんですが、それについては、今手元に資料がございませんので、暫時休憩をとらせていただいて確認をさせていただいたらいかがでしょうか。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時13分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前11時14分)

#### ○兵頭農業水産課長

新たな方針というのは、新しいのは出てないそうで、令和2年度のが令和3年度に今も行ってるといことです。また先ほど言いましたようにやはり組織ごとによって5年間の開始と終了時期がずれているようで、その組織ごとの更新ということになるそうです。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○兵頭委員

先ほど課長の説明の中に、田んぼダムの説明がありました。これは今後どういう計画にあるの

か、わかればお答え願えたらと思います。

#### ○兵頭農業水産課長

田んぼダム事業につきましては、現在準備を進めておりまして、令和4年度から地区を限定したモデル事業を行うように今計画しております。そのモデル事業における実証結果をもとに、令和5年度内に事業実施地区の募集等をしまして、令和6年度から本格的に拡大していきたいと考えております。

#### ○兵頭委員

これは、平成30年集中豪雨以降、この議会の中でも田んぼダムという話も出ておりますし、今日来ております信宮議員もそういった一般質問されております。また管家市長も新潟まで視察に行かれたということで、田んぼに水をためたらそれだけダムに入る量が軽減されるという簡単な話ですけれど、それは野村ダムのためにも必要ではないかと思えますし、ぜひ今後検討していただけたらと思います。

#### ○兵頭農業水産課長

委員の言われるとおりの市長も非常にこの事業を重視しておりまして、当課としても重点事業として取り組む計画としております。

なお、田んぼダムについては、このメリットというのが下流域の住民の方の浸水被害を軽減するということがありますが、実際に田んぼダムをやっていただく農家には直接的なメリットがないというのが大きな課題となっております。その点をどう理解してもらいながら、また、どう補助をすることで推進できるのかということは今詰めている段階でして、また実証試験においてその部分がはっきりわかってくると思いますので、そこを見ながら改善しながら進めていきたいと考えております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○中村委員

資源向上支払交付金の中の③長寿命化のところなんですけど、三瓶だけゼロになってるんですけど、この長寿命化というのは具体的にどんな事業なんでしょうか。

#### ○兵頭農業水産課長

資料の事業内容に簡単に記載させていただいてるんですが、資源向上支払交付金の対象の事業として、地域資源、要するに農地、水路、農道等の

資質向上を図る共同活動を支援するという中に長寿命化の事業がございまして、農業用排水路、農道補修等がこれに当たります。農道補修等となっておりますので、そこらはまた地域に応じた中で検討していただくということになると思いますが、たまたま三瓶の組織から要望がないのでゼロになるかと思えます。

**○小玉班長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「畜産基盤施設再生支援事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭農業水産課長**

次に、成果報告書 52 ページ、畜産基盤施設再生支援事業は、説明資料の 5 ページ目を御覧ください。

当該事務事業は、畜産担い手が安定経営を持続できる産地づくりを推進するため、畜産農家をはじめとする地域の関係機関が連携する畜産クラスター協議会を通じて、既存施設の再生整備を支援することにより、生産基盤の強化を図るものです。

令和 2 年度の実績としては、県の認定を受けた東宇和畜産クラスター及び伊賀上肉用牛クラスター協議会の計画により、地域の中心的経営体の収益力向上を目指す取組として、既存施設の改修や機械の導入を支援しました。

今後も各関係機関との連携強化に努めながら、事業推進による生産基盤の強化を図ってまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○小玉班長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

それでは私から。これ今搾乳とかが大変で、肉牛に転換されてる方おりますが、そういう人に対して、この補助の適用はあるんでしょうか。

**○兵頭農業水産課長**

事業実施主体がクラスター協議会となりますので、そこに加入していただければ適用はでき

るとのことです。

**○小玉班長**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「水産物供給基盤機能保全事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭農業水産課長**

次に、成果報告書 57 ページ、水産物供給基盤機能保全事業は、説明資料の 5 ページ目を御覧ください。

当該事務事業は、市内の漁港施設 246 カ所を事前に調査し、調査結果をもとに保全計画書を作成することで、施設の長寿命化及び更新コストの平準化と縮減を図る事業となります。

令和 2 年度の実績としては、三瓶漁港においては、策定済みの保全計画に基づき、施設の機能低下の著しい松崎岸壁の保全工事に伴う基本設計の委託と、渡江漁港においては、漁港施設の機能診断調査及び保全計画の策定委託を実施しました。なお、三瓶漁港における松崎岸壁保全の細部及び実施設計委託業務については、令和 2 年度は前払い金のみ支払いとなり、残りは令和 3 年度に繰越しています。

不用額の 2828 万 5000 円については、そのうちの 2790 万円を令和 3 年度に繰越しており、先ほどの繰越しを行った三瓶漁港松崎岸壁保全の細部及び実施設計委託業務については、今年度の 6 月 18 日に完了しており、実施設計後に予定している松崎岸壁機能保全工事については、令和 4 年 3 月 11 日の完成を予定しています。

今後も計画的に市内漁港施設の保全を図ってまいります。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○小玉班長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「漁協関係各種補助金事業」について、兵頭課長の説明を求めます。

## ○兵頭農業水産課長

最後に、決算書の208ページ、漁協関係各種補助金事業のうち、西予市魚類養殖等特別支援事業については、説明資料5ページに記載しておりますので御確認ください。

当該支援事業は、台風、赤潮等の予測不能な自然災害から養殖業者の経営を守るために加入する共済制度に対し、加入経費の補助を行うものですが、今回、新型コロナウイルスの影響により、魚類養殖においては、出荷停滞による収入減やえさ代等の経費の増加、また、真珠養殖においては、年度内の真珠入札会が中止となり収入がなかったことから、追加支援として、加入経費の4分の1以内、上限額100万円の補助規定を、加入経費の3分の2以内、上限額500万円まで増額したものです。

令和2年度の実績としては、明浜地区では、魚類養殖業者4経営体、真珠養殖業者10経営体、三瓶地区では、魚類養殖業者7経営体に対して補助金を増額交付し、厳しい養殖経営に対する支援を行いました。

今年度も全国的に新型コロナウイルス感染の影響が続いている状況ですので、引き続き養殖業者の状況を注視しながら、必要に応じて対策を講じていきたいと考えております。

以上で事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○小玉班長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○中村委員

要望になりますけれども、相変わらず厳しい経営状態が続いていると聞いております。本年度も引き続きよろしく願いしたらと思います。

## ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

## ○宇都宮副班長

令和2年度の決算なんですけれども、真珠業者に補助されてるということで、また12月あたりに、今年度の真珠の市場があるんじゃないかなと思うんですが、その見込みあたりはどんな感じになってるんでしょうか。

## ○稲垣農業水産課長補佐

先日発表があったんですけども、例年12月から2月にかけて真珠の入札会が行われるんです

けれども、今年度の12月の入札会は中止の方向で決まったという報道がありました。うちにもそのような情報しか今のところ入っていないのが現状でございます。

## ○宇都宮副班長

中村委員と同じなんですけれども、また引き続き、今後の経過を見ていただいて、進めていただけたらと思います。

## ○二宮委員

漁協関係なんですけども、明浜は県の漁協ですよ。で、三瓶は八幡浜ですよ。ということで、県に変わったことで、何か業者の方に影響等がありましたら教えてください。

## ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時28分)

## ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午前11時28分)

## ○兵頭農業水産課長

今のところ特に影響はないと考えております。

## ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

## ○兵頭委員

この説明の中で事業実施主体が明浜でいくと、真珠が10経営体、魚類が4経営体という報告ですよ。ほかの方は受けてないということですよ。ほかに質疑はありますか。

## ○濱田農業水産課係長

三瓶の魚類養殖業者なんですけど、8件あるうちの7件がやられてるということで、1件は陸上養殖やられております。陸上養殖の施設につきましては、赤潮の養殖共済は該当になりません。明浜地区の養殖業者、何件か差があるかと思っておりますけど、これは個人さんの考えで加入されてるということで入ってない方もおられます。

## ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

## ○小玉班長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」農業水産課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

### ○小玉班長

挙手全員であります。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 30 分)

### 【林業課】

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後 0 時 57 分)

次に、認定第 1 号「令和 2 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分についてを議題といたします。

通告事業「森林整備担い手確保育成対策事業」について、中城課長の説明を求めます。

### ○中城林業課長

それでは、認定第 1 号「令和 2 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分について、主要な施策の成果報告に基づきまして事前に通告のありました事務事業を御説明させていただきます。

成果報告書の 53 ページ、森林整備担い手確保育成対策事業を御覧ください。

当事業は、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実現を図るために、事業費の 3 分の 2 の補助金を交付する事業でございます。

令和 2 年度は、県認定林業事業体である 4 事業者に対しまして、作業班等確保育成、林業労働安全衛生推進、蜂アレルギー災害未然防止対策、高度林業機械士育成促進の各事業に対しまして、717 万 7400 円の補助金の交付により福利厚生の実現を図り、森林整備の担い手の確保をすることができました。当年度は、新規就労者 3 名がございました。

今後でございますが、担い手のスキルアップのために、段階的な高度技能講習の受講による人材育成、労働安全衛生の実現により、職場環境の実現を図り、労働力の確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

### ○小玉班長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○山本委員

3 名の地域別はわかりますか。

### ○中城林業課長

まず 3 名の方の内訳なんですが、2 名が森林組合、1 名が株式会社エフシーに就業されております。地区なんですが、森林組合に就業された方が 1 人が宇和高校生になりますが宇和の高校生、もう 1 人が野村の 40 歳ぐらいの方になります。株式会社エフシーには、保内町のほうから就業されております。

### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

### ○宇都宮副班長

今ほどの説明で高度な技術の習得とかに努めるという説明いただいたと思うんですけども、例えば午前中にもかかってくるかなと思うんですけど、新規で新卒の子が入るとか、そういった努力みたいなことはどういうのをされてるんですか。

### ○中城林業課長

御質問は新規の方、どういうふうなアプローチをしとるかということですかね。

組合等につきましては林業教室とか、そういったことで宇和高校生を対象に林業学校みたいな体験林業をされております。

### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

### ○二宮委員

この認定林業事業体が行うということですけども、対象になるのは県が認定されている 5 事業者ということではないんですかね。

### ○中城林業課長

対象になりますのは、現在 5 事業者認定を受けておりますので対象になります。ただし令和 2 年度につきましては 4 事業者が対象でやられてるというような状況でございます。

### ○小玉班長

ほかにご覧いただけますか。

[発言する者なし]

### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「有害鳥獣捕獲対策事業」について、中城課長の説明を求めます。

### ○中城林業課長

それでは成果報告書の 54 ページ、有害鳥獣捕獲対策事業を御覧いただいたらと思います。

当事業は、鳥獣による農林業への被害を軽減し、まして市内の農林業振興を図ることを目的として、

鳥獣被害防止対策協議会で策定されております適正な捕獲計画により、捕獲した有害鳥獣に対して補助金を交付する事業でございます。平成 23 年度に西予市有害鳥獣捕獲隊を結成し、市内の捕獲隊組織の一本化を図り、有害鳥獣駆除を実施しております。

令和 2 年度は、有害鳥獣捕獲奨励金といたしまして、予察捕獲期間に捕獲隊により捕獲された有害鳥獣に対し 2748 万 7300 円を補助しております。また、有害鳥獣捕獲檻導入補助金といたしまして、有害鳥獣捕獲に必要な箱わな購入に要する経費に対しまして、2 万 5000 円を上限として 2 分の 1 以内の額を補助しております。実績は、箱わな 17 基に 34 万 274 円を補助しております。

これらにより、イノシシの捕獲頭数が 2,486 頭、ニホンジカが 192 頭の実績を上げ、有害鳥獣による被害防止と農林業振興を図ることができました。

今後についてですが、捕獲への支援により、農林業の振興を図るとともに、平成 29 年度から実施しています通年捕獲により捕獲圧を高め、有害鳥獣の頭数削減につなげていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○山本委員

捕獲わな等の有資格者はどのぐらい増えておりますか。

#### ○中城林業課長

資格取得の方なんですけど、わな免許、銃の免許、わな・銃の両方を持たれている方、それぞれおられます。町別で報告をさせていただきますが、宇和町で捕獲隊員数が 55 人、野村町で 80 人、城川町で 59 人、明浜町で 22 人、三瓶町で 30 人となっております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○宇都宮副班長

参考のために教えていただきたいんですけど、これ農林作物の被害を軽減するというのが事業目的になってるんですけど、最近民家のほうにも結構出てきたり、町のほうに出てきたり、鳥獣

が来てると思うんですけど、そういう場合はどういふ対策をされるんですか。

#### ○中城林業課長

そういった場合には、有害鳥獣実施隊というのが農業水産課所管でありまして、その隊員が追いかけて山に戻すというような対応をとらせていただいております。実際のところ里山に出てきたものの捕獲というのはなかなかできない状態でございます。時間に余裕があるようでしたらまた捕獲隊員の方にも要請をしながら駆除等も対応しております。

#### ○宇都宮副班長

例えば町なかとか民間の方が相談していく先というのは林業課になるんですか。

#### ○中城林業課長

実際のところうちでも構いませんし、実施隊にメンバーとして私と何人かおりますし、実際はそれを管理しておるのは農業水産課でございますが、農業水産課、林業課どちらでも大丈夫でございます。

#### ○小玉班長

ほかにございませんか。

#### ○兵頭委員

先ほどの説明で捕獲隊員が、宇和、野村それぞれ人数を教えていただいたんですが、鉄砲の保有者というのが、高齢の方が恐らくほとんど占めてるのではないかと思うので、こういう捕獲隊の方の年齢構成は恐らく高いと思うんですけど、今後、恐らくまた高齢の方がどんどんやめていかれるということがあろうかと思っておりますので、その辺の処置はどういうふうにご考えておられますか。

#### ○中城林業課長

実際のところ年齢別でいいましても 246 人のうち、60 代以降の方が結構な割合でおられます。70 代につきましては 91 人というように多いような状況になっておりまして、その中で新規後継者も育成をしていかなければならないわけなんですけど、なかなかそういったところに入っていただく方は少ないのは少ないです。けど農業水産課で資格取得の補助等もありますので、そちらで育成についてはしていただいているというような状況でございます。

#### ○小玉班長

ほかにありませんか。

#### ○中村委員

先般産業建設常任委員会で、三瓶4Hクラブさんとの意見交換会を行いました。その際に農業従事者後継者の方から、この鳥獣被害の駆除については、もうちょっと積極的にやっていただけないかなあみたいな要望が上がった。それからわなについてはイノシシとかをとるわなをしかけるんだけれども、猫が何遍もかかると。逃がしても逃がしてもまた猫が入ってるみたいなことがあって、非常に困ってるんだけれども、猫についてはなかなか有害鳥獣でないために駆除ができないというような背景もあって、苦慮されておられるみたいなことなんです。要望としてお伝えしておきます。

#### ○小玉班長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「林道網整備事業」について、中城課長の説明を求めます。

#### ○中城林業課長

成果報告書は林道事業の繰越分6事業、現年度分15事業をまとめたものとなっております。

林業の基盤となる路網整備により、路網密度の向上と舗装による輸送コスト及び林道の維持管理費の縮減を図り、森林整備の促進につなげることを目的としております。

配付させていただいております令和2年度林道事業施工箇所位置図をあわせて御覧いただいたらいと思ひます。

配付資料の赤丸の繰越事業は、継続事業ですので、令和2年度も実施している重複路線となります。

まず、令和元年度からの繰越事業ですが、林業専用道ダイタン線開設事業、城川町野井川214メートル、林業専用道横松線開設事業、野村町松溪618メートル、林業専用道タナヨコ線開設事業、城川町野井川566メートル、林業専用道南平佐須線開設事業、城川町遊子谷78メートル、林道ダネクサ2号線舗装事業、野村町高瀬662メートル、林道岩瀬戸線舗装事業、宇和町田野中490メートル、以上6事業が完了しております。

令和2年度事業では、県単独林道整備事業といたしまして3路線ございますが、まず、林道宮野浦線、明浜町宮野浦126メートル、林業専用道伊勢井谷桜ヶ峠線、野村町野村48メートル、林道

内小原線、宇和町小原31メートル、それから林業専用道横松線開設事業、野村町松溪350メートル、林業専用道タナヨコ線開設事業、城川町野井川332メートル、林業専用道南平佐須線開設事業、城川町遊子谷28メートル、林道雨包線舗装事業、野村町惣川222メートル、林道東津野城川線舗装事業、野村町大野ヶ原171メートル、6事業8路線が完成しております。

また、林道小振鍵山線開設事業、野村町予子林26メートル、林道片川古谷支線開設事業、野村町片川32メートル、林業専用道ダイタン線開設事業、城川町野井川549メートル、林道オオノジ支線開設事業、城川町野井川92メートル、林道平野線開設事業、野村町惣川169メートル、林道大畑線舗装事業、野村町野村726メートル、林道ダネクサ2号線舗装事業、野村町高瀬490メートル、林道岩瀬戸線舗装事業、宇和町田野中703メートルの8事業は、令和3年度に繰越しをいたしまして、事業完了に向け進捗を図っているところでございます。そのほか負担金事業といたしまして、県営林道田之筋溪筋線開設負担金事業を実施しております。

以上の15事業、17路線の整備により、適正な森林管理が行われ、森林整備のコスト縮減と森林施業の効率化が図られました。

今後でございますが、林業の基盤となる路網整備の推進により、森林施業の効率化を図り、森林産業の活性化と森林資源の有効活用を図ってまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

私からいいですか。新しく林道を開設するための手続等どこに申し込めばいいのかわかれば教えてくださいたいと思ひます。

#### ○中城林業課長

新規路線がありましたら、林業課の窓口に来て相談をしていただいたら、そのあとの体制づくりとかいふことの対応ができるかと思っております。

#### ○小玉班長

もう一つ、野村の財産区の深山の山ですが、平成 30 年の災害で道路がずたずたになってるんですが、ああいうところも補修というか、舗装とかの補助対象になるのでしょうか。

#### ○中城林業課長

深山路線なんですけど、今回 2 路線は災害査定を受けるようにしております。それでそのほかの分につきましても市単独の補助事業の対象とはなりませんので、またその都度言っていたら補修はできるかと思えます。

#### ○小玉班長

もう一ついいですか。あれ、県の補助で舗装したりしたのがあるんですか、県の直接の補助みたいなのはありますか。

#### ○中城林業課長

舗装事業につきましては県の単独費というのはいりません。大体国庫補助対象になります。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○中村委員

今回の決算と直接関係がないんですけど、国道 378 号線の三瓶の南方面で、先日福島の手前が崖崩れを起こして通行止めに 1 日ほどなりました。これは県の管理ですので、市としてどうこうということではなくて、その裏側にあらパークのほうでバイパスとして山側を迂回路が走っています。そこの一部が林道ではないかと思っていて、車が離合できないぐらいの狭い幅員の道で、かつ木が生い茂っていて、いざというときのバイパスとしてなかなか難儀やなあという地元の声がありますので、そこの整備について、命を守るといって大げさなんですけど、南地区の住民の方の暮らしを何とかということがございますので、少し御留意いただいたらということでもよろしくお願ひします。

#### ○中城林業課長

路線なんですけど、あらパークの公園の中の分ということで、うちにもその話は上がっておりまして、あそこは林道の維持管理の事業の分と公園整備の事業の予算を持っておりますので、それを有効活用して対応してもらうように支所にはお願いしておりますので、そういうことで御理解をいただいたらと思えます。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「間伐材出荷促進対策事業」について、中城課長の説明を求めます。

#### ○中城林業課長

それでは 55 ページ、間伐材出荷促進対策事業を御覧いただいたらと思えます。

当事業は、間伐事業に係る出荷者の負担軽減により、適切な森林整備の実施による森林の健全化を図ることを目的としております。補助対象は、市内民有林で、市内在住の森林所有者が 4 齢級以上、16 年生以上となりますが、杉・ヒノキの間伐を行い、指定市場に出荷した場合、1 立方メートル当たり 800 円を乗じた金額を上限 30 万円まで交付する事業となっております。

令和 2 年度は、間伐材出荷促進対策事業補助金といたしまして、123 件に対し 1542 万 4400 円を補助しております。また、補助申請に係る出荷材積は 2 万 7450 立方メートルとなっております。林家の負担軽減により、生産意欲の向上、森林整備の促進が図られております。

今後でございますが、本事業の継続により、間伐事業の促進を図るとともに団地化による計画的な森林整備の実施により、作業効率の向上とコスト削減につなげていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○小玉班長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○山本委員

申請は 28 件減ったんですけども出荷量が 4,103 立方メートル増えているということなんですけど、これは材が大きかったということで理解していいんですかね。

#### ○中城林業課長

件数に対しまして材積が増えておりますので、そういった見方ができるかと思えます。

#### ○山本委員

有効な間伐作業が実施できているということではあったんですけど、世界的といたら大きさになるかもしれませんが、近頃若干木材の値打ちも、輸入量が減ったりというようなことで国産材の値

打ちが上がってきているんじゃないのかというよう  
なうわさをちらっと聞いたりするんですが、そ  
うのような輸入減に対応して、国産材、県産材、  
市産材の値段が上がったり、山の持ち主に影響が  
あったりというようなことは具体的にはまだ見え  
てはこない状況でしょうか。

#### ○中城林業課長

木材価格の状況なんですけど、昨年度のコロナ禍  
の影響で、材の出荷が県内でもちょっと抑えられ  
たような状況のところもありました。それに対し  
て補助をしてカバーしたわけなんですけど、木材価  
格につままして、その反動で、今年度に入って単  
価は 1.5 倍から 2 倍ぐらいの価格が上昇しており  
ます。

県それからそういった素材生産業者、製材業者  
にも聞き取りをしておるわけなんですけど、そうい  
った中で見通しといたしましては、今年度中はも  
うこのまま維持して行って、徐々に下がってくる  
のではないかというふうに見通しをしております。

#### ○二宮委員

この事業自体ではないのかもしれないんですけ  
ども、この間伐で材を出す、要するに仕事ですよ  
ね、間伐する仕事自体は先ほど言った 5 事業体が  
中心になるのかなと思ってるんですけども、そ  
れの認識はよろしいですかね。

#### ○中城林業課長

基本的に西予市内の素材生産業者は 5 事業体が  
主となってやっけていただいております。あとは自  
伐の方、小規模の方が出されておるような状況で  
ございます。

#### ○二宮委員

間伐をした後の管理なんですけれども、この事  
業自体が、地滑りや倒木等の災害や水源涵養機能  
の低下というふうなことはあるんですけども、  
ちょっと通ってみたときに、切り倒して残った材  
があって、何か大雨降ったら落ちてきそうだなと  
いうふうな、危ないような感じをしたところが何  
カ所かあるんですけども、こういう仕事の後の  
何か点検とかみたいなのは市ではやっておられる  
のでしょうか。

#### ○中城林業課長

県が大体補助をとられとる分につきましては、  
県への直接の補助申請となって県の検査がござい  
ます。そんな中で、県も現場は見ておりますし、  
市といたしましても平成 30 年災害の折に、そう

いった林内に残っております流木が災害の起因と  
なっておるといところがございましたので、そ  
ういところは事業体には指導をしております。

また、市が直接行っております災害を防止する  
ために環境林整備というのをしておりますが、  
そういったものは林地残材を整理してやって、ち  
よっとモデル的にやっております。そういったや  
り方が OK であればまたそういった方法を各事業  
体にも伝えていきたいというふうに考えておりま  
す。

#### ○二宮委員

今ご説明のあった県の補助というのがほとんど  
だと思えるんですけども、県の補助を受けた事業  
については、ほとんどがそのあと、県の担当者が  
見に行ってるという理解でいいんですかね。

#### ○中城林業課長

県の検査といたしましても抽出検査になりますの  
で、全てが全て検査をされてるわけではございま  
せん。

#### ○宇都宮副班長

令和 2 年度の申請件数 123 件、令和元年度が  
151 件ということなんですけど、申請された方は  
全部できてるのか、繰越しというかもういっぱい  
になってできませんよとかいうことがあるのか、  
どれぐらいの割合なのか教えていただけたらな  
と思います。

#### ○中城林業課長

令和 2 年度につままして申請していただいでい  
る分につきましては全て補助金を交付しておりま  
す。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「森林経営管理制度事業」につ  
いて、中城課長の説明を求めます。

#### ○中城林業課長

それでは成果報告書の 56 ページ、森林経営管  
理制度事業を御覧いただいたらと思います。

当事業は、森林環境譲与税を活用し、森林経営  
管理法に基づき、適切な森林管理を推進していく  
ために、森林所有者への意向調査や森林整備、ま  
た、専門的な見地で森林産業を分析し、課題解決  
や新たな取組の体制を確立し、森林産業全体の活



性を図る事業となっております。

森林経営管理法に基づき実施しております令和2年度の意向調査は263ヘクタール、121人の森林所有者に対しまして意向調査を行い、回答率は43.8%、53人の回答でございました。また、前年度に行った意向調査をもとに、市へ委託の意向のある採算が合わない森林について、森林管理権集積計画を策定し、環境林整備10.77ヘクタールを実施しております。

次世代森林産業推進協議会において、森林産業の成長産業化を推進するための合意形成を図り、西予市民有林の森林資源を行い、森林現況に関する基礎データを構築し、森林施業及び林業施策に対する情報整備も行っております。

そのほかに、次世代森林産業体制整備事業補助金といたしまして、新規就労者や自伐林家安全対策への支援を行い、担い手の確保、育成に努めております。

今後でございますが、意向調査により市への委託希望森林で採算が合わないものにつきましては、環境林整備とし、林地荒廃や災害を未然に防ぐため森林整備を進めてまいります。また、次世代森林産業推進協議会を継続的に開催し、西予市林業の方針を定め、共通認識のもと、森林産業の推進を図ってまいりたいと思っております。

不用額の898万5000円について御説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、協議会等の事業自粛によるもの、また、労働力確保のための新規就労等の補助対象者が少なかったことが不用額の要因となっております。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小玉班長

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○兵頭委員

今ほどの報告の中で、宛名の不明が13件ということがありますのと、未相続森林等の対策で、国・県の動向を踏まえて実施していく必要であるという表現がどういう対策をとるといえる考えなのでしょうか。未相続森林と相続の返事もない人に対する対応は。

#### ○中城林業課長

実際に未相続森林とか宛名が行き届かない件数が結構ございまして、その対処方法として、林野庁、国も問題視をしておるような状況でございませぬ。

そんな中で林野庁も強制力を持った要間伐森林とかを指定して、そういうふうにすると、なかなか手続上難しくてそういったところが進んでいないわけなんですけど、問題としてはそういう課題がありますので、林野庁それから県が、それに対する対策を検討しておるといことも聞いておりますので、それを見ながら市も対応をしていきたいなというふうに考えております。

この件につきましてはどうしても個人財産ですので、市がどうこうするということができませんので、今のところでは確認をするために税の管理者を見させていただいておるような対応としていきます。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

#### ○二宮委員

財源の4935万8000円というのが森林環境譲与税ということだと思んですけども、ここに書いてある政策推進のための森林コンサルタントを活用するというふうにありますけれども、この4935万8000円のうちのぐらいいがコンサルタントに支払われた金額なのか、わかれば教えてほしいんですけど。

#### ○中城林業課長

森林コンサルタント委託業務なんですけど、4935万8829円のうち、3730万6000円がコンサルタント委託業務に支払いをさせていただいております。ただしこの中には森林資源の解析業務というのも入っております。解析費用につきましては大体2000万円ぐらいいかかっております。

#### ○二宮委員

その中で、例えば市内の事業者とかに下請されるとか、そういう部分というのはあるんですかね。

#### ○中城林業課長

森林資源の解析業務につきましては、市内の業者ではできる状態ではございません。林野庁がとりました航空レーザーデータを解析する作業でございまして、特異な分野となって市内でできる事業ではございません。

#### ○小玉班長

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時34分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午後1時37分)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「市産材木造住宅建設促進事業」について、中城課長の説明を求めます。

**○中城林業課長**

それでは、56 ページ、市産材木造住宅建設促進事業を御覧いただいたらと思います。

当事業は、西予市産材を使用しまして木造住宅の建設または購入を行う場合に、その経費の一部を助成することにより、建設を促進し、西予市産材の需要を喚起するとともに、関連する木材産業及び建設産業等の振興を図り、西予市の林業の活性化及び森林の健全化を目指す事業となっております。

床面積が 50 平方メートル以上の市内業者により建設される在来軸組工法による木造住宅で、主要部材に市産材が 70%以上使用されている場合、使用した市産材の材積 1 立方メートルに対しまして 1 万 2000 円を乗じた金額を上限 50 万円で交付する事業となっております。

令和 2 年度は、市産材木造住宅建設促進事業費補助金といたしまして、22 件に対し 450 立方メートルの市産材を使用し 602 万 8000 円を補助しております。国産材の需要の衰退により、木材の低価格が依然として続いているため、本事業を実施することにより西予市産材の需要促進が図られております。

今後も本事業の継続により、住宅建設の促進、西予市産材の需要の増加にあわせて、関連する木材産業及び市内の建築産業の活性化につなげていきたいと考えております。

不用額の 364 万 8000 円について御説明させていただきます。令和 2 年度は、申請物件の年度内完成ができなかったものや建て売り物件の年度内販売が対象となるため補正ができなかったこと。また、市産材を使用した木造建設件数が減少となったことが不用額の原因となっております。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○小玉班長**

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○宇都宮副班長**

増えているということによかったなと思うんですけども、これ改めて確認なんですけど、家主さんにお金は支払われるということで間違いないですかね。

**○中城林業課長**

申請者が家主さんになりますので、そちらへの補助金の交付となっております。

**○宇都宮副班長**

ちょっと極端な話なんですけど、例えば市内業者さんにも使ってもらったら幾らか出しますよみたいなことはここからは難しいんですか。

**○中城林業課長**

事業者への補助ということは目的が変わってきますので、一番は施主さんがこの西予市産材を使ってほしいということで使うというふうな利用拡大を図りたいと思っております。

それから事業者には、こういった補助がございますので活用をくださいということで文書、チラシを配布させていただいて、利用を促しているというような状況でございます。

**○宇都宮副班長**

十分理解したんですけども、売る側からしてもいいことがあればアピールしやすいこともあるのかなと思うので、ちょっと目的は変わってくるかもしれないんですけど、いろんな面から西予市産材で家を建ててもらおうということを進めていただけたらなと思います。

**○中城林業課長**

ただいま御質問のありました件につきまして、利用促進をしていく上では事業者の方が重要になってくると思いますので、そういった方向もまた検討はさせていただいたらと思います。

**○二宮委員**

令和元年度が 532 万 5000 円で、令和 2 年度は 602 万 8000 円ということですけども、そもそものこの分だけの予算が幾らだったのかということと、もし予算を超えて申込みがあったときは、補正で追加されてるのか、2 点お伺いします。

**○中城林業課長**

令和 2 年度の予算が 1000 万円でございました。それから今までで予算を超えてというようなこと

は、この事業に関しましてはございませんので、予算の範囲内で実施をしているというような状況でございます。

**○小玉班長**

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時43分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午後1時45分)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「木材価格緊急対策事業」について、中城課長の説明を求めます。

**○中城林業課長**

それでは101ページを御覧いただいたらいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した木材価格緊急対策事業について御説明をさせていただきます。

事業内容でございますが、新型コロナウイルスの影響を受け木材価格が市場で杉・ヒノキともに、例年の同時期と比べて、1立方メートル当たりの単価が1,500円から2,000円安価な現状となっております。搬出間伐を控える山林所有者が増えて、適正な森林整備が行われないことや西予市産材の流通量の減少となることから、山林所有者が安心して市場に出荷できるように木材価格を緊急的に保証しまして、搬出間伐の事業量の確保に努めることを目的として実施をいたしました。

内容といたしましては、4月から10月までの7カ月間の指定市場に出荷された木材を対象に、過去3年間の平均価格より立方メートル当たり1,000円以上の上落となった場合に、立方メートル当たり1,500円以内を補助しております。

実績といたしましては、申請件数69件、出荷材積1万4043立方メートルに対しまして、補助金1920万8000円を交付いたしました。

当事業を実施したことにより、市内の木材の安定供給がなされ、市内の森林産業の停滞を回避することができ、例年並みの素材生産を確保することができました。

以上で、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願

いたします。

**○小玉班長**

中城課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○兵頭委員**

私が丸つけておりますので、これ今の説明で大概わかりましたので結構です。

**○小玉班長**

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」林業課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○小玉班長**

挙手全員であります。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時48分)

【建設部】

【建設課】

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午後1時59分)

次に、三瀬建設部長より挨拶をお願いします。

**○三瀬建設部長**

挨拶を行う。

**○小玉班長**

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」建設課所管分についてを議題といたします。

まず、歳入について三瀬課長の説明を求めます。

**○三瀬建設課長**

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」建設課所管分の歳入について御説明いたします。

まず、公営住宅の家賃収入について御説明いたします。

令和2年度末の公営住宅の管理戸数は、公営住宅が745戸、市営単独住宅が99戸、特別公共賃貸住宅14戸の計858戸を管理しております。

家賃収入の状況といたしましては、現年の家賃について御説明いたしますと、公営住宅は調定額 1 億 1743 万 1000 円に対し、収入額は 1 億 1481 万 4580 円で、収納率は 97.77%です。続いて、市単独住宅は調定額 1592 万 4700 円に対し、収入済額は 1592 万 4700 円、収納率は 100%でございます。次に、特定公共賃貸住宅は調定額 406 万 6800 円に対し、収入済額は 406 万 6800 円、100%でございます。ちなみに愛媛県内 11 市の公営住宅家賃の平均収納率は 97.71%、令和 2 年度西予市は 5 番目でございます。

続いて、過年度分の家賃でございますが、公営住宅は調定額 2633 万 5591 円に対し、収納済額は 145 万 7600 円で、収納率は 5.53%です。市単独住宅は調定額 76 万 4700 円に対し収入済みはゼロです。特定公共賃貸住宅は調定額が 6 万 5000 円に対し、収入済みは 6 万 5000 円、収納率 100%でございます。調定額には合併以前の旧町時代の未納額も含まれておりますことから、退去者が既に亡くなっている方もございまして徴収率が伸びない現状でございます。

続きまして、市道占用料について御説明いたします。

令和 2 年度の道路占用料は申請件数が 186 件、調定額が 737 万 3599 円に対し、収入済額は 735 万 5961 円、収納率は 99.76%でございます。

続いて、港湾施設使用料について、令和 2 年度の港湾占用料については申請件数が 9 件、調定額 4,629 円に対し、収入済額も同じく 4,629 円、100%でございます。

続いて、港湾使用料につきましては、申請件数が 21 件、調定額 26 万 7483 円に対し、収入済額も同額であります 26 万 7483 円、100%の収納率でございます。未収額はございません。

以上で建設課所管分の歳入についての御説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「木造住宅耐震化促進事業」に

ついて三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬建設課長

それでは次に、決算書並びに主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告がございました建設課所管の事務事業について、順に御説明させていただきます。

成果報告書 53 ページになります、木造住宅耐震化促進事業であります。決算書は 237 ページでございます。

本事業は、市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、階数が 2 階以下、面積が 500 平方メートル以下の木造戸建住宅の耐震化を図り、安全・安心な住環境への改善を図るものでございます。耐震診断補助におきましては、愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所に当該住宅の耐震診断を委託した際に、補助対象経費の 3 分の 2 以内で、上限といたしまして 2 万円の補助をしておるところでございます。また、平成 28 年度からは耐震診断技術者派遣委託事業も行っております。

これらの耐震診断の結果、補強が必要との評価を受けた木造住宅において、補助対象経費の範囲内で最高額 114 万円の耐震改修補助金を交付しておるところでございます。耐震改修工事の際には、耐震診断を行った建築士が改修工事の現場監理につくことが条件とされ、施工業者も建設業許可を有し愛媛県木造住宅耐震改修工事の登録業者が行うように規定してあるところでございます。

なお、本事業の推進におきましては、例年、各行政区の区長さんに事前に周知していただき、建設課の職員が割当ての行政区の個別訪問を行っております。耐震診断改修工事を説明することで市民の意識づけを図っているところでございます。しかしながら令和 2 年度におきましては、城川町土居地区で予定しておりましたが、御存じのとおりコロナ禍の感染防止措置ということで、チラシ配布で周知を行ったところでございます。

事業の評価といたしましては、令和 2 年度は令和元年度とあまり変わらない状況で、やはり平成 30 年 7 月豪雨災害の関係で、施工業者の手持ち工事、復旧工事が継続しておりましたので申請件数が伸び悩んでおります。ただし、電話での問合せなど耐震診断改修を望む声は徐々に増えてきておりますので、今後申請件数は増加するものと考えております。

ちなみに実績でございますが、耐震診断で2万円の補助の実績は昨年度はゼロ件でした。耐震診断の技術者派遣で令和2年度は10件の診断を行っております。そして、耐震改修工事の実績でございますが、令和2年度は6件補助を出しているところでございます。明浜1件、野村2件、三瓶が3件でございます。114万円の補助額の分が5件、それとちょっと少ないんですけど113万2000円の分が1件ございまして、683万2000円の補助を出しているところでございます。

なお、成果報告書のところに不用額530万4666円ということで残っておるわけでございますが、御存じのようにこの事業は国庫補助事業も絡んでおりますので、募集期間が今年は1月31日まで募集しておりましたので、3月補正で予算調整、減額処理ができない時期でございましたので、530万円は不用減として処理をさせていただきました。

令和2年度の周知地区でございますが、城川町土居地区で351軒分パンフレットを配布しております。

なお、令和3年度の予算といたしましては、耐震診断の技術者派遣を20件分102万円、耐震改修工事費114万円の補助を9件分、そして診断補助金2万円の分を4件等、合計1157万7000円を予算計上しております。

以上、御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○二宮委員

今御説明があった施工業者は市内に何件あるんでしょうか。

#### ○三瀬建設課長

愛媛県に登録してある施工業者でございますが、現在9件ございます。城川町が4件、宇和町が3件、野村町が2件、合計9件ございます。

#### ○宇都宮副班長

耐震の診断と改修の工事とってというのは、診断を受けたら何年かうちに必ず改修もしなさいよという流れなんですか。

#### ○三瀬建設課長

耐震診断を受けて、それで点数が足らなく補強

の必要があるということで判断された場合に、改修工事の補助の対象になるということでございます。絶対しなさいよというのはお金が絡みますので、そこは診断の結果、ちゃんとした県の指定建築士が診断してこうなりましたよという結果を県に確認してもらって国庫補助にのせることができるという流れでございます。

#### ○宇都宮副班長

今まで平成18年からされてるのでもずっとは難しいかもしれないんですけど、例えば令和元年とか2年とかでしたら、診断して該当にならなかった方というのはこの数字で出てくる差の分が改修されてないということではないんですか。

#### ○三瀬建設課長

診断の結果、駄目だったというのは資料では残っておりません。診断結果で補強の必要があるという件数につきましては、平成28年度が9件、平成29年度はなかったんですけど、平成30年度に1件、そして令和元年度に3件という診断の件数は把握しておりますが、補強の必要があるということで、補助もらってももうちょっと考えてみますと言って断念された件数は申し訳ございませんが把握しておりません。

#### ○二宮委員

実績評価の文章の中に、豪雨災害があって手待ち工事が多いので、なかなか進んでなくて、でもニーズはあるということで今後増加するだろうという書き方だと思うんですけども、これ先ほどの宇都宮副班長の質問と似てるんですけど、要は、診断は受けてるけどまだ工事までいってない人が待ってる状況が、施工業者の工事が多いのでできてないということではないんですか。診断を受けてる人がいて、したいけども業者の仕事が多いので実際にできてないという理解でいいんですかね。この書き方というのは。

#### ○三瀬建設課長

この文面を読みますとそのような感じでございますが、実際業者も、今だったらどうやろうと、まずうちの担当に御相談に来られまして、それで診断の補助を受ける受けないの御判断をされるわけでございますけど、そのときに、診断を受けてもすぐにどうだろう業者さん空いとうろかなというような相談も一緒に受ける場合があるんですけど、そのときに、今は修繕のほうで手いっぱい無理かもしれませんというようなことも、うちの

担当から申し上げておる可能性もありますし、実際そこら辺は、施主の方もつかんでおられて、ゆくゆくは相談したいんだがというようなことで来られる場合もございました。ですが、その結果、どっちがどっちかというのはなかなか判断に苦しむところでございます。申し訳ございません。

### ○二宮委員

診断を受けた方には、さっき言われた施工できる9業者のことはお知らせをしてくるということですよ。

### ○三瀬建設課長

先ほど申し上げました施工業者でございますが、これは診断の段階でも、やってもらえるのはここに登録されておられる方ですよということで、城川4者、宇和3者、野村2者ということでそこはお伝えしているところでございます。

### ○宇都宮副班長

事業内容のやり方、手順のところ、県内全市町が同補助を行い耐震化率を向上させるということなんですけど、西予市内の耐震化率って大体どれぐらいで、どれぐらいが県内の平均でという数字を教えてくださいなと思うんですけども。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時18分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後2時21分)

### ○三瀬建設課長

県内の耐震化率並びに市内の耐震化率については今すぐにデータがそろいませんので、後ほどまた御返事させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

### ○小玉班長

それでは後ほどお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

### ○小玉班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「駅前エリア整備事業」について三瀬課長の説明を求めます。

### ○三瀬建設課長

それでは、成果報告書81ページでございます。

駅前エリア整備事業でございますが、決算書127ページをよろしくお願いいたします。

事業概要といたしましては、本事業は、JR卯之町駅、商店街、重伝建地区に、人の流れがつか

がり、循環し続けるはちのじまちづくり計画を立てて、官民連携による施設等の整備と新たなまちづくりの体制をつくることで、卯之町地区ににぎわいと経済の循環をもたらすことを目的とする市街地整備事業でございます。

この事業の推進につきましては、まちづくり推進課を主体として財政課、総務課、経済振興課、生涯学習課、建設課による西予市官民連携支援事業推進チームを編成し、その中で建設課は、この事業に係る補助事業の窓口、都市計画との整合、調整、そして道路整備の計画及び工事の執行を担っておるところでございます。

令和2年度におきましては、駅前エリア整備事業におきまして、駅前広場雨水暗渠排水路整備工事を実施しております。決算額といたしましては2119万円でございます。これにより、市役所から複合施設ゆるりあん裏までの雨水排水路68.1メートルを整備いたしました。また続けて、まちづくりサービスが国道56号交差点までの排水路整備を行っておりまして、駅前広場周辺を一連の都市下水路として整備したところでございます。資料をつけておりますので御覧いただければと思います。

以上、御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○兵頭委員

駅前エリア整備事業という名称で、私はまちづくりとの関係が非常にわかりにくかったので、どういう流れなのかというのを聞きたかったですけど、添付資料で、裏のほう为建设課所管、駅前がまちづくりという仕分でやったという考えでいいんですよね。

### ○三瀬建設課長

まちづくりの所管は主にPFI事業でございます。そして駅前事業といたしますのは、建設課で予算化させてもらっている分、例えば、文化会館前から右に折れて国道56号へつながる212号線の道路拡幅とか、用地買収、そして今回は、この図面にありますように、PFIの対象外のところ、保健センターの線路側のところの単費で西予市がやるべき68.1メートル、この分が、建設課が受

け持ったという流れでございます。

**○小玉班長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時25分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午後2時27分)

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「野村地区都市再生整備計画事業」について、三瀬課長の説明を求めます。

**○三瀬建設課長**

続いて、82ページでございます。

野村地区都市再生整備計画事業であります、決算書は235ページでございます。

本事業は、平成30年7月豪雨により被災した野村町中心部において、復興まちづくり計画等に掲げた施策を推進するための事業でございます。野村支所周辺や商店街、河川沿いの整備をすることにより、まちのにぎわいの創出を図り、安全で快適な住みよい環境づくり、便利な魅力あるまちづくりを目的とする市街地整備事業でございます。

この事業の推進につきましては、野村支所及び復興支援課、野村教育課と連携し、建設課はこの事業に係る補助事業の窓口、都市計画との整合、調整、施設整備の計画及び工事執行を担っているところでございます。

令和2年度の実績といたしましては、野村中心部の整備構想を検討し、野村地区都市再生整備計画の策定を行っております。決算額は委託料の503万8000円でございます。資料をお送りしておりますので、また御覧ください。事業対象区域は、国道441号から肱川までの野村中心部とその対岸、赤い線で囲まれた区域21.9ヘクタールでございます。事業年度は、今年度、令和3年度から令和7年度までの5カ年間、全体事業費が32億8500万円でございます。補助率は対象事業費の48.6%でございます。

この計画に基づき、国の補助事業を活用し、本年度から、道路改良工事では、市道昭和線、野村支所から三島橋までの区間でございますが、添付の資料には、写真と線形を赤で入れておるところでございます。昭和線、野村支所から三島橋まで両側歩道付きの2車線改良、用地買収の範囲については、測量業務に着手するというところで計画し

ております。そして、市道徳城線、これは昭和線の交差点から北へ乙亥会館のほうへ向いていく分でございます。ここも計画では歩道が両方になっておりますが、これは片側になる可能性もございます。そして市道山王線、これは肱川左岸の三島橋から上流へ向けての河川管理道路でございます。なお、ここは県の河川改修工事引き提の動向によりまして、それに合わせて設計をしていかないけんかと考えているところでございます。

また、施設では、乙亥会館付近の交流広場、これは用地交渉を進めて土地を購入する予定でおります。そして、野村交番の下でございますが、旧野村トレーニングセンター跡地付近のレクリエーション広場の設計でございます。ちょうどこの野村交番の下に、昔グラウンドと言っておったんですけど、今は県の所有地であります操典場という名称になっておりますが、その広場の用地交渉を行うように今計画しておるところでございます。これらを順に行っていくって、令和7年度完成目標に順次着工するという、整備するという計画でございます。

事業推進におきましては何かとお力添えをいただくことがあるかと思いますが、御指導、御協力をお願いいたします。

概要書にございますように、平面図の上に水色で旗振ったような説明書きがございます。一番上の分が、氏宮川から降りたところで親水広場、これは具体的には県の工事になろうかと思っております。それとあと、駐車場整備ということで、これも令和3年度に設計をする予定でございます。続いて、交流広場、これも設計、用地買収を考えております。その下が市道徳城線、乙亥会館までの路線でございます。その下が令和3年度の事業として昭和線の位置でございます。そして、地域生活基盤ということで、支所の跡地については、駐車場を整備するという予定にしております。そして、今度の野村支所につきましては、当初予算の説明でも申し上げましたが、3階部分の会議室のところを地域交流センターというところの補助をいただくようになるかと思っております。そして、市道新町支線というのがありますが、これも野村支所の建設予定地から南側のフジマート側に抜けれる、ショートカットできるように道整備ができればなということと計画を上げているところでございます。あとは、先ほど申しましたレクリエーション公園広場、

そして山王線の道路設計と工事ということで、正式には野村地区都市構造再編集集中支援事業ということで計画を上げておるところでございます。

以上でございます。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○兵頭委員

今年度は用地測量という予算を使われておるんですけど、実際問題、私もまちづくりに入りまして、皆さんの意見を聞いてるんですけど、今の計画では、いろんな広場のところに緑地広場が相当入ってる計画になっております。緑地広場をつくるのはいいんですけど、あと誰が管理するのということになると宙に浮いたままになってる。これはつくったのはいいけど後というのが問題になると思うので、もう令和7年には供用開始になるので、この件をある程度めどを立てなければならぬのかなと思っておりますが、行政としてはそこから辺どういうふう考えられておりますか。

#### ○三瀬建設課長

おっしゃるとおりでございます。広場をつくってもあとの維持管理、樹木があれば剪定をしないといけないし、芝生があれば草引きとかいろいろあるかと存じます。御指摘のとおり、一番は、緑地広場、また都市公園とか、そういうところで使ってもらう方に管理をしてもらうというのが理想の姿ではございますが、なかなか今まで、まだそこまでは詰めた話が出ていない状況でございます。実際交流広場ということになってなかなか、どういう利用体系でいくのか、そこも愛媛大学の松村先生はじめワークショップを野村で開催させてもらっておるところでございますが、その中で意見を抽出しながら整理して、今後の維持管理に努めていきたいと思っておりますし、また何もかも市で管理せよと言われるとなかなかこれもきつところがございますので、これから、ワークショップを中心に使う人たちが何とか維持管理していこうという流れで持っていきたいと思っておりますのでございます。答えにはなりません申し訳ございません。

#### ○山本委員

令和7年度から供用開始ということですが、これは計画になっているヘリポートも含めて完成

ということで理解しとっていいですかね。

#### ○三瀬建設課長

令和3、4、5、6、7年の5カ年間で整備するという流れでございますので、供用開始はもしかしたら令和8年度になるか、それまでに広場ができ上がれば供用開始が部分的に始まるかもしれませんが、この5年間で仕上げていくような計画でおります。

#### ○二宮委員

市道昭和線の整備ですけども、一番これが本当中心の道路になるので、広がるのを期待してるんですけど、今から買収のところの設計という説明だったんですが、この図面というか、計画というか、これは地域の人に見せておられるのか、ある程度その買収地域の理解は得られておるのかお問い合わせいたします。

#### ○三瀬建設課長

ただいまの御質問、この赤い線形が旧野村支所よりということですが、このポンチ絵でございますが、これはあくまでも32億円の大事業、5年間の事業を何とか認定してもらうための計画の段階でございますが、このようにしますということは地元説明も何もまだ行ってないところでございます。

それと、今回、今年度の予算でこの幅員、今の計画では両サイド3メートルの歩道を含めて13メートルの幅員になっております。それが、今度農協の野村支所も野村支所の新しい庁舎に入らせていただくということで、ここも除却して、あと、残り後ろに何かセットバックされるとか、いろいろそういう土地利用もあるかもしれませんが、実際ここについてはずっと今年度測量して行って、道路がどこまできそうとか、ここの土地はどこまでが買収の範囲になりますよというような具体的な測量成果ができてから地元で御相談に行こうかという流れでございます。まだ地元にはまだ下ろしていない状況でございます。

#### ○小玉班長

ほかにございませんか。

#### ○中村委員

全体事業費32億8500万円で、国費の交付対象が22億5500万円というふうなデータがなってるんですけど、この交付対象になるならないの仕分というのはどこら辺にあるんですかね。概念として大ざっぱなことで教えていただければと思いま



す。国費の交付対象から外れるのは何でかなって単純にそう思っただけなんよ。

**○小玉班長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時41分)

**○小玉班長**

再開を告げる。(再開 午後2時43分)

**○三瀬建設課長**

先ほど野村地区都市構造再編集中支援事業の全体事業費32億8500万円と交付対象事業費の22億5500万円、その差額についてはという御質問でございますが、添付の資料の最後のページにございますように、高次都市ということで、地域交流センター3階というところで、今着工したての野村支所の建設工事でございますが、そのこの部分の全体工事もこの32億円の中に含まれているところでございます。

しかしながら、その補助対象ということでございますと、その資料最後のページでございますように、地域交流センター3階というメニューでございます、その支所の3階部分の大会議室、倉庫、小会議室、ランチルームとかの共用部分、青で着色させてもらっておりますが、その部分が今回のこの都市構造再編集中支援事業の補助対象になるというところでございますので、2階と1階部分については、全体工事費としては計上されておりますが補助対象としては外されているというところでございます。

**○小玉班長**

ほかにございませんか。

**○宇都宮副班長**

令和2年度決算というわけではなくて、これ全体的な事業を説明していただきましたので、それでの要望というか意見というか、全然事業内容は違うんですけど、先ほどあった駅前の事業が何だかこうちらつくような雰囲気がするんですよ。今ほど説明があったようにまだ住民の方にも説明はしてないということで、大学の先生もいいですけど、地元の方の意見がきちんと通るような進め方をしていっていただいて、これまた地元の方説明もしてないということで、計画の段階がひとり歩きせんように、地元の方がきちんと納得してみんなと一緒に進めていこうやということができるように進めていっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○小玉班長**

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

**○小玉班長**

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「公営住宅管理事業」について三瀬課長の説明を求めます。

**○三瀬建設課長**

続きまして、83ページをお開きください。

公営住宅管理事業でございます。決算書は237ページになります。

公営住宅法では、住宅に困窮する者に対し低廉な家賃で住宅を供給することで、入居者の生活の安全と社会福祉に寄与することを目的としております。

現在、西予市では、公営住宅769戸、市営単独住宅99戸、特別公共賃貸住宅14戸の計882戸を管理しております。

本事業は市内の公営住宅の維持管理、経常修繕を実施することで、住宅の安全性、快適性を確保し、入居者へ安全な住環境を提供することを目的としております。

令和2年度におきましても、浄化槽法定点検、貯水槽の清掃、消防設備点検、樹木剪定の委託などの定期点検や経常修繕を行い、規模としてやや大きな維持修繕につきましては、明浜地区の狩浜浜組団地の合併浄化槽の施設整備工事が356万円、城川支所が管理しております古市第2団地の屋根の修繕工事73万5000円などが大きいものでは修繕にかかっておるところでございます。

公営住宅には、老朽化が進んでいる住宅、耐震強度が不足している住宅がございまして、西予市公営住宅等長寿命化計画をもとにそれらの住宅の用途廃止や計画的な建て替えを進めていく予定でございます。長寿命化計画で維持修繕を行っていく住宅につきましても修繕が必要な住宅も多数ございます。修繕に関しては予見することが難しいところではありますが、暮らしやすい環境を維持できるように適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

ちなみに修繕の実績でございますが、令和2年度におきまして、明浜・宇和・野村・城川・三瓶全部合わせますと273件の修繕件数がございます。旧町単位で大体50件から60件、宇和では70件を超えてますが、それだけ古い住宅についてはちょこちょこ修繕がかかっております。金額的に言

いますと、修繕料 1902 万 5000 円、例年、このように 1500 万円から 2000 万円弱ぐらいここ 3 年ほどかかっておるようでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 50 分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 02 分)

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「災害公営住宅整備事業」について、三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬建設課長

次に 84 ページ、災害公営住宅整備事業でございます。決算書は 237 ページでございます。

本事業は、平成 30 年 7 月豪雨災害において、住宅が全壊となった世帯を対象に災害公営住宅を整備することで、安定した住環境を提供することを目的としております。災害公営住宅の整備概要は野村町野村 6 号、太田団地のところでございますが、ここに木造戸建住宅を 17 戸、野村 12 号、これは野村中央団地でございまして消防野村支署の裏手の西側になるところでございます、ここに鉄筋コンクリート造 2 階建て、3 棟 24 戸を建設しております。

令和 2 年度の実績といたしましては、建築確認申請手数料とか、あと木造の太田団地につきましては住宅性能評価という審査がございまして、それらの審査手数料、工事の監理委託料、地質調査、そして工事請負費といたしましては、太田地区の木造住宅の 10 契約、7 業者で 10 契約やっておりますところでございますが、その工事代金の精算払い、そして、野村中央団地の 3 棟、これは 9 契約になります。建築、電気、機械設備それぞれの分離発注で市内の業者に受けてもらったので、3 棟掛ける 3 業種ということで 9 つの契約になっております。その部分の前払い金の支払いをしているところでございます。執行総額は、工事請負金も全部含めまして、6 億 4675 万 9360 円でございます。

ます。

なお、令和 3 年度の事業執行につきましては、中央団地 3 棟分の確認申請の完成検査手数料、中央団地の舗装工事を支出しておるところでございます。また、中央団地の新築工事におきましては、工事監理料と工事請負契約の 9 つの契約の精算払い、総額で 3 億 3031 万 3000 円の予算執行を行っております。現在全て完了しておるところでございます。

続きまして、災害公営住宅の入居状況でございますが、太田団地が 17 戸中 13 戸入居されております。そして野村中央団地が 24 戸中 20 戸、これでそれぞれの団地 4 戸ずつ空き家がございましたが、7 月 20 日発行の広報せいよをはじめ、いろいろ市内全町に周知をいたしまして一般募集を行っておりますところでございます。現在 4 戸ほど入居の申込みがありまして、今後も引き続き入居募集を続けておるところでございますが、4 月中旬にもほかに 3 件ほどの問合せがあったようでございます。実際の受付は野村支所で対応しております。ですから、随時募集を受けて早く満杯にしたいなというところでそのように考えておるところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

私からですが、災害復興住宅なので、私が聞き及んだところによりますと、5 年間かけて通常の家賃に上げるということですが、構わなかったらその金額を教えていただいたらと思います。戸建は広さによって違うと思いますので、消防署裏の 24 戸建て、あそこほぼ一緒かな、あそこの 2 種類あるので構わなかったら、1 年目はゼロで 5 年目は幾らとかいうふうにお願いします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 3 時 08 分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 10 分)

#### ○三瀬建設課長

それでは公営住宅の家賃の激変緩和措置ということで 5 段階に分けての家賃減免を行っている状

況について、平均的な家賃について御説明申し上げます。

2DKの分が、70平米以下でございますが、ここの分が月額家賃1万7500円の例をとりますと、1年目が6分の1、2年目が6分の2ですから3分の1、3年目が6分の3ですから2分の1というふうな5年間でだんだん階段を上っていくように家賃が上昇していくわけでございます。したがって1万7500円の2DKにつきましても、1年目の家賃が2,900円、月額家賃です。2年目が5,800円、3年目が8,700円、4年目が1万1600円、そして5年目が1万4500円となり、6年目からもともとの家賃の額の1万7500円になるところでございます。

続きまして、3DK、ちょっと大きめの分でございますが、この分が、基準月額が2万1800円の分につきますと1年目が3,600円、2年目が7,200円、3年目が1万900円、4年目が1万4500円、そして最後5年目が6分の5ということで1万8100円ということで、6年目は2万1800円の満額ということになるわけでございます。1年ずつ階段上がりますが、全体の5年間平均でいきますと半額になるわけでございます。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「住宅リフォーム事業」について、三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬建設課長

それでは続きまして、成果報告書87ページ、住宅リフォーム事業でございます。決算書は同じく237ページでございます。

本事業は住宅の老朽劣化箇所の修繕工事、設備等の更新により、市民の安全・安心な生活に貢献するとともに、市内の住宅関連産業を中心とした市内業者への発注機会の増加、経済活性化を図ることを目的とした事業でございます。

補助要件といたしましては、市内に住民登録を有し、住居の所有者が市内業者を利用してリフォーム、そしてまた増改築工事を実施する際に、補助対象額20万円以上、1件の工事が20万円以上の工事であり、工事費の20%、20万円を上限として補助する事業でございます。また、工事の内

外装仕上げ材として、板材を市産材を利用した場合につきましても、最大で5万円までの加算ができるということになっております。

令和2年度につきましては、当初予算の600万円を計上しておりましたが、抽せん会時点では予定の倍以上の応募がございました。それで、抽せん会の後に補正予算を要求したところ、実績としては53件、補助額の合計といたしましては972万3000円の実績となっております。なお、この補助金によりもたらされた総事業費が9819万7783円ということで、10.6倍の経済効果をもたらしたということになっております。

なお、令和3年度につきましては、昨年度の当初予算の予算レベルで一律カットということで、なかなか厳しいところがございます。今年も570万円計上させてもらっております。ですが依然として人気が高く、申込み件数が78件に対し、抽せん会の実施の結果、補助金を交付できたのは半数以下の30件でございます。交付金額は562万円でございます。本事業は、平成25年から今年でちょうど9年目になります。市の単独予算での補助ということで行ってまいりましたが、国や県の補助なしで起債の対象にもならない補助金交付ということがございます。市の財政上非常に厳しいものではございますが、事業の継続の要望は大きいと判断しております。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○兵頭委員

例年、予算立ててるわけですけど、応募者が多くて、追加でまた補正を組んだという、例年そういう話をよく聞きますが、今年はその話があるのかないかまずお聞きしたいと思います。

#### ○三瀬建設課長

今回補助として出せなかった方に対する補正予算の可能性についてでございますが、財政課にも協議したところ、やはり財源的に厳しいということで、9月補正に入れていただけなかったのが今年度は難しいかと思っております。申し訳ございません。

#### ○兵頭委員

これは私が出せ出せ言うても無理な話なんですけど、もう一つ、この抽せんをやられるわけですが、今回、今年の場合 78 件の申込みで 30 件の方ということで、抽せん方法聞きましたら、申込み順でくじを引いて、当たり外れで順番にやっていて、30 件済んだら、それ以下の方は抽せんもなしに帰られるということになってるんですか。

#### ○三瀬建設課長

まず、該当になるかどうかの事前申請書を提出いただき、補助の該当になる申請者数が補助枠を超えている場合は、抽せん会において事前申請受付順に本抽せんを行って、若い番号から予算の範囲で補助金交付者の数を決定するような流れにさせてもらっております。

#### ○宇都宮副班長

兵頭委員と同じようなことになるんですけども、令和 2 年の当初が 600 万円ぐらいの予算だったのを 9 月で補正を組んだということで 900 万円、令和 3 年度の当初が 570 万円、令和 2 年度の当初よりも減って補正も組むぐらいすごい人気があるというのもいろんな方から聞くんですけど、これ当初がちょっと減ってるというのも残念だなと思うので、市民の方はいろいろとやっぱり話聞きますので、予算をとっていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○山本委員

上限はあるんですかね。1 戸 20 万円まで。

#### ○三瀬建設課長

お一人の申請で 20 万円以上の工事、例えば 100 万円超えればその 5 分の 1、20% で満額の 20 万円が上限でもらえるということです。補助対象工事が 100 万円以上の工事であれば満額もらえるということです。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○宇都宮副班長

参考までに教えていただきたいんですけど、事業の内容の対象住宅に集合住宅専有部分のみというのが書いてあるんですけど、これはどういうのが令和 2 年度出てるんですか。

#### ○三瀬建設課長

併用住宅といいますと店舗併用とかございますし、また集合住宅でも市民の方が住まわれておる

ところが集合住宅、その玄関と言いますか、それから中の個人の生活スペース、ここの中の内装とかの改修については専有部分となりますので、この部分については補助対象としているというところでございます。

#### ○宇都宮副班長

令和 2 年度の一戸建てと併用住宅、集合住宅の割当てはどれぐらいの割合だったんでしょうか。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 3 時 23 分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 24 分)

#### ○三瀬建設課長

住宅リフォームの補助の割合についてでございますが、併用住宅については 1 割に足りないぐらいで、ほとんどが自己持家の専用住宅でございます。それと共同住宅については今回の令和 2 年の実績はございません。

#### ○宇都宮副班長

これ十分人気がある事業ということは承知の上なんですけれども、私ちょっと勉強不足で存じ上げなかったんですけど、集合住宅の方もたくさんいらっしゃると思いますので、広報とかでされてると思うんですけど、その辺りを周知していただけたらと思います。よろしくお願いします。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「危険空家除却事業」について、三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬建設課長

それでは、続きまして 90 ページになります。

危険空家除却事業でございます。決算書は同じく 237 ページでございます。

本事業は、倒壊の恐れがある危険空家を除却することで、市民が安心できる快適な生活を営むことができるように居住環境の確保をするための事業でございます。対象は市内に存在する老朽危険空家の所有者、並びにその相続権者でございます。市内に本店、支店を有する建設業許可事業者が除却工事を行う場合に 50 万円以上の工事に対して、ほとんど 50 万円は軽く超えております、

これに対して、対象工事費の 80%以内、80 万円を上限として申請者に補助する事業でございます。ということは、ほとんどが除却工事の対象工事が 100 万円を超えておりますので、ほとんど満額の 80 万円を交付している現状でございます。

令和 2 年度の実績といたしましては 37 件ございました。これは令和 2 年度の明許繰越、これは浸水危険空家ということで 7 件、そして令和 2 年度の現年度予算で 30 件ございまして、全部で 37 件の危険空家を除却するために補助金を交付しておるところでございます。

このほかに、特定危険空家の安全措置費ということで、軒先の屋根がわらが落下しないように落下防止のネットを購入したり、その設置費用を含め実績としては 2942 万円でございます。

不用額 122 万円は、施工業者が見つからずに断念されたという未執行分が 1 件ございまして、その分が 122 万円の不用額につながっておるところでございます。

県内でそれぞれの自治体あてに補助の割当てがあるわけですが、令和 2 年度は 30 件でございます。令和 3 年度、今年度については今 40 件の補助枠を要望して 40 件の内示をいただいております。

今後さらなる補助枠の拡大を要望してまいりたいと思っております。

それで今年につきましては、補助対象が 47 件ございまして、令和 2 年度は 30 件の補助でしたので、令和 2 年から令和 3 年に 17 件持ち越しとなっております。そこで令和 3 年度に入って、昨年の 17 件の持ち越しも含めて、今年も新たに募集したところ、17 件のうち 2 件については、既に自力で解体されておったということで、持ち越しが 15 件というところがございます。それと今年新規の申請が 73 件ございました。そのうち、補助対象が 41 件ございましたので、全部で 56 件の補助対象となったわけですが、昨年からの持ち越しの 15 件については、1 年待っていただいたということで今年出すようにしておりますし、残りの 25 件につきましては、職員、複数の分で危険度調査を行っております。そこで、危険度の高い順番から 25 件を今選んでおるところでございます。そして、それぞれ全部 25 件が該当になったということになると、令和 3 年度、今年度から来年度の持ち越しに

ついては今のところ 16 件となる模様でございます。

補助額 40 件でございますが、それを少しでも大分もらいたいと思っておりますので、また県にも要望してまいりたいと思っております。

以上、御説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

三瀬課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○山本委員

実績評価のところは令和 2 年度の申請件数が 84 件あって、要件を満たした件数が 54 件と出てるんですけど、逆に考えて要件を満たさない条件というのはどういうものがあるんですか。

#### ○三瀬建設課長

危険空家の除却事業ですので、一番はその住宅の持ち主以外、近隣の方が、第三者が通るときに倒壊してけがをされたり、そういう危害が及ぶ場所に立地しているかどうか。だだっ広い敷地の中で真ん中にぽつんと壊れそうな住宅というのは対象にはならないわけでございます。それと 1 軒 1 軒の柱、そして傾きとか軒先の崩れとか、そういうのを部門ごとに審査させてもらって、合計点数が 100 点を超えないと危険空家という分には該当しないので、そこら辺の現状の空家の申請があったけれども 1 軒 1 軒そこは現地行って調査させてもらって、点数をはじいてみて、それで危険空家に該当するかしないかを判断させてもらっております。

#### ○山本委員

今からこの危険空家、市内にどんどん増えてくるのではなかろうかなと個人的に思うんですけども、そういう増えてきたとき、市の考えとしては、危険空家というのは除去したほうがいいという考えですね。

例えばですけど、家はあってお父さんお母さんおられて、遠くへ出られて、東京なり大阪に出られてもうこっちに帰ってくる意思もないけど危険空家になってる、そんなところも出てくるのではなかろうか、現在もあると思うんですけども、こっちにおられない人たちへの連絡というか除去勧告というかそういうふうな手だてはどの程度までやられておりますか。

### ○三瀬建設課長

危険空家の所有者の関係の調査でございますが、空家対策特別措置法ができて、権限といいますか、戸籍、税務の台帳とかをもとに土地所有者とか、あと危険空家と土地が違う所有者の方もおられますけど、台帳をもとに、その方が何年何月生まれということで、戸籍の附票とか、住民票の除票とかをとりながら現住所を割り出して、まずは文書で通知させてもらっております。そこで、まずその税務の台帳にあった所有者という方から相続関係、相続図をつくりながら、数十人に軽くすぐなるわけでございますけど、そこの中で亡くなられてる方、まだ健在の方とかいろいろ探しながら近い順に文書で通知をさせてもらって、問合せのお電話をいただくように通知をさせてもらっているところでございます。

### ○山本委員

行政執行とか最終手段までには至ってるようなところはないということですか。

### ○三瀬建設課長

現在最終手段といいますか、指導、勧告、命令という段階を追っていかないといけないんですけど、空家対策協議会に諮って、そこでもう最終手段だという判断をいただいて、告示、それで期間を超えたら、略式代執行ということを現場で宣言して、解体業者がその場で解体を始めるというようなことを、この前も新聞で新居浜市が出ておりましたが、近くでは八幡浜もそういう略式代執行をやられておりますので、そこら辺を参考にさせてもらって、今後そういうことをやっていかないといけないのかなとは思っております。これも本当すぐ急がないといけないような危ないところがございますので、そこは順を追って進めてまいりたいと思っております。

### ○二宮委員

この事業は、先ほど説明があった危険度判定とか補助率というのは、これは愛媛県で一定なのか、国として一定なのかということをお伺いしたいと思います。

### ○三瀬建設課長

これは国の補助が80万円のうちの半分の40万円でございます。そして県の補助が4分の1の20万円、西予市もその4分の1の20万円ということで、一番は国が半分出してもらっているということで、こちら前向きに動けるというところ

でございます。

それと危険空家の点数の判断でございますが、これは小規模住宅地区等改良事業ということで、国の要綱にある危険度判定をそのまま採用させてもらって、複数の人間でそれぞれの点数はじいてみて、それで100点を超えたらこういう危険度やなど、危険度が勝ってるなということと、あと立地条件、先ほど申しましたように、里道とか道路とかに倒れたら第三者が大げがされるぞというような判定も一番の基準に考えて判断しているところでございます。

### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

### ○中村委員

空家については、A B C D判定とか、西予市でもリサーチに入って、数年前にデータをとられているのではないかと考えています。その中で最下層にあるこの危険空家というものが、西予市全体で今把握してる段階で何件ぐらいあるのか、旧町別に何件ぐらいになってるのか、データがあれば教えてください。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時38分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後3時40分)

### ○三瀬建設課長

それでは令和2年度末の西予市の空家の総数、その中で危険空家が何戸あるか、旧町ごとによれだけの推移があるかということをお知らせ申し上げます。

令和2年度末で空家の総数が2,032戸でございます。そのうち、D・E判定という、いわゆる危険空家の戸数が531戸、旧町別でいきますと、明浜86戸、宇和町100戸、野村町161戸、城川町96戸、三瓶町88戸、合計で531の戸数が危険空家と判定されているものでございます。

### ○中村委員

531戸と聞きました。年間に40件ずつ壊すとすると13年ぐらい今のペースでかかるのかなあみたいな話で、危険度に応じて優先順位決めるみたいなことを先ほど言われました。それは申請された方が申請した順にその申請順の中での危険判定、優先順位を割り振っていくのでしょうか。

それとは別に、西予市としてこれは危ないな、直ちに何とかせないけんみたいな優先順位つても

しかしたらある程度絞られてるのかなと思うんですけど、そのずれ、壊してくれっていう大して危なくない、こっちはよ壊したほうがいいのに申請が上がってこないみたいなそういう行政としての調整というんですかね、そういうバランスとかはどういうふうに考えておられますか。

### ○三瀬建設課長

今おっしゃったとおり 531 戸、年間 40 戸やったら 10 何年かかります。しかしながら、危険空家とはいえ個人の持ち物ということがございまして、こちらから強制的に壊せとかいうことをお願いすることもできませんし、やはり補助は 80 万円あったとしても、実際に 200 万円を超えたりするとどうしようかということではなかなか思いつきが悪いといういろいろな御事情を伺っておるところでございます。

確かに今やったら補助ありますよとかということは申し上げておるわけでございますが、やはり持ち主の方、もしくは相続権者の方の御判断が一番ですのでなかなか難しいところでございます。

それとあと点数についてのお話でございましたが、例えば、去年点数が 100 点は超えておるけど、点数的に順番に入らなかったよという方については今年度へ持ち越ししていただきました。その方は今年 15 件と申しましたが、その 15 件の方も、今年はほかの方が幾ら点数がよかったとしても 1 年待っていただいておりますので、その方についてはすぐに連絡をとって、書類、これとこれとこれが要んですけどねということで、再度意思確認をさせてもらって、点数が低いから今年も駄目、来年も駄目とかいうそういう流れにはしないように、やはり 1 年待っていただいておりますということで、補助対応させてもらっておるところでございます。

### ○中村委員

しつこいようなですが最後にもう 1 点だけ。所管外かもしれませんが、危険家屋を除却して更地になると固定資産税評価が上がったりするのかなあみたいな妙な心配があります。壊し賃がいった上に税金上がる、良いこと一つもないのにそんなの何でやるんだみたいに、よそに住んでる人にとってはデメリットばかりじゃないかみたいなことがあったりするんじゃないかと心配するんですけど、そういうときの行政としての対応方法としては、防災のためとか、付近の環境に配慮して

みたいなことをお願いするしかないのかなあというふうに推察するんですが、そこら辺のところどうですか。御苦勞ばなしとかあったら。

### ○三瀬建設課長

御指摘のとおりでございます。固定資産の 6 分の 1 というのが満額になりまして、評価額掛ける 1.4% が固定資産の税率だと思っておりますが、それがそのままかかってくるということも本当大きいことでございます。

なお、空家対策協議会で特定空家の認定がありますとその軽減措置も外されるようなことになっておりますので、幾ら建物が建っておっても固定資産の小規模云々という軽減措置が解除されて満額になる。特に商店街とかになりますと、特に、宇和町では土地の持ち主の方と上物の方が別の方もおられまして、一番難儀なのはそこで、土地を持っている方はそういう認定建物があるのにも関わらず特定空家に認定されたということは税率がまた普通の軽減前に戻ってくるということになると大変つらいものがありまして、かといって自分は人に貸しておるけどその人が亡くなったりその相続のことも全然わからない、連絡のとりようがないという方の御相談もあつたりすると思っております。ですから、こればかりは税制の問題なので、市からその部分についての免除ということの動きというのは今のところこちら建設課サイドではなかなかとれないようなのが現状でございます。

### ○宇都宮副班長

令和 2 年度に申請出されてる分、令和元年度からの持ち越し以外の新規の分で、100 点以上で一番点数高いところは何点なんですか。

### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 3 時 47 分)

### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 49 分)

### ○三瀬建設課長

今までで取り扱った中で 175 点というのが一番高い数値でございます。場所は明浜町俵津でございます。

### ○宇都宮副班長

100 点以上が危険空家に認定されるということで補助の対象になるけど、その中でも点数が低い分に関しては、いっぱいになったら来年度の持ち越しになりますよとなってるという説明だったんですけども、これ事業名にも危険空家と書いて

あるぐらい危険と判定されてる分なので、やっぱり少しでも早く、予算があることですので仕方ないかなとは思いますが、中には早く解体されたいと思われる方もいますのでその辺りを努力していただけたらと思います。お願いします。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」建設課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○小玉班長

挙手全員であります。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時51分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後4時04分)

#### ○三瀬建設課長

先ほど木造住宅耐震化促進事業の関係で御質問をいただいております。

愛媛県全体の木造住宅の戸数が58万1400戸、そのうち旧耐震基準が16万8400戸ということで、愛媛県における耐震化ができていない率が28.9%になるわけでございます。

西予市内についてでございますが、それぞれ住宅統計調査の成果でございますが、西予市内で持家の木造住宅については1万5850戸ございます。そのうち昭和56年5月31日以前ということで、旧耐震基準における木造住宅が6,120戸ありまして、西予市の木造耐震化ができていないというのが38.7%という数値が上がっております。これは住宅統計調査の成果でございます。

以上でございます。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時05分)

#### 【上下水道課】

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後4時07分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計

歳入歳出決算の認定について」上下水道課所管分についてを議題といたします。

通告事業「三瓶地区雨水公共下水道事業」について、松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」上下水道課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明申し上げます。

まず、主要な施策の成果報告書の88ページ、三瓶地区雨水公共下水道事業を御覧ください。

三瓶地区雨水公共下水道事業は、三瓶町安土地区及び日吉崎地区が低地のため降雨による雨水排水が集中しやすく、大雨や台風時に満潮などが重なると既設水路の流下能力不足が原因で浸水被害を受けてきました。浸水被害の解消・軽減し住民の財産を守り、生活環境の整備と災害に強く快適で暮らしやすいまちづくりの推進を図ることを目的に、平成28年度には浸水シミュレーションを行って浸水想定区域の設定を行い、平成28年、29年で都市計画決定及び事業計画を策定し、平成30年3月27日に西予市公共下水道事業計画変更協議により認められ、平成30年度から社会資本総合整備計画による防災安全交付金を用いて雨水公共下水道としての事業を実施しております。

令和2年度の主な事業としましては、令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算書の235ページ、236ページを御覧ください。

令和元年度からの繰越しであります日吉崎雨水ポンプ場実施詳細設計委託業務及び日吉崎地区雨水環境実施設計委託業務として、合わせて3368万円。

237ページ、238ページを御覧ください。

安土排水区第1工区雨水管渠整備工事、1,600ミリメートル角のボックスカルバート布設延長50.13メートル、6783万円、日吉崎雨水ポンプ場建設に係る用地買収340万5530円などを執行しております。予算の流用に関しましては、実施設計の委託料における入札減少金及び路線減少に伴う減額1492万円などを工事請負費に流用して執行しております。

財源としましては、決算書の35ページ、36ページを御覧ください。

国庫支出金であります社会資本整備総合交付金、



下水道防災安全交付金繰越明許費分として5230万円。

77ページ、78ページを御覧ください。

起債であります都市計画債も繰越明許費分として同額の5230万円、一般財源は509万2543円、このうち繰越明許費分31万5530円、現年度分477万7013円であります。

令和2年度予算は、安土排水区の雨水管渠整備工事を予定しておりましたが、前年度繰越工事との調整で予算を繰越しております。

前年度繰越工事の施工区間約50メートルにおいて、沿線の建物や外構に地盤沈下の影響が確認されたため、同じ工法で継続して工事を発注することができず、影響箇所の修繕及び工法の見直しを検討する必要があります。速やかに影響箇所の修繕及び工法の見直しの検討を実施し、地元住民の方々の御理解をいただき工事を進捗させる必要があります。

以上で、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」上下水道課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

松下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○中村委員

実績評価のところ、早期に修繕方法の決定と工法検討を実施しということでありました。

以前に全協でお聞きしたかもしれません、再度現状でどういう方向になっているのかお聞きしたい。

#### ○松下上下水道課長

三瓶地区安土排水区の修繕関係なんです、影響が生じた戸数が10戸ございまして、そのうち8戸については修繕方法を決定し、ただいま修繕を進めておる次第です。8戸のうち6戸に関しましては外構部分だけということで、コンクリートのひび割れとか隙間があった部分とか、そういった軽微な修繕を行っております。残り2件につきましては、実際に家屋に傾きが生じておりますので傾きの修正を行うようにしております。こちらはまだ手がついてない状態になっておりますが、今後速やかに進めていくことにしております。最

後に、残ります2件につきましては、今ちょうど前回工事の際に使用したマシンがまだ現状で設置してあります。それを撤去するつもりではあるんですが、それを撤去する際に再度の修繕が必要になる、影響が生じる可能性がありますので、地元の方と協議をいたしまして撤去後に修繕を行うということで調整をしております。

工法の変更につきましては、現状でボックスカルバートを敷設しているんですが、同様の工法では地元の御理解は得られないと考えております。それで現在考えておりますのは、推進工法といいますか、トンネルのような工法で地中を掘って管を敷設していくという方法があります。そちらは上からは見えませんし、地上への影響もないと考えられますので、そちらで排水ができるかどうかを今検討しておる状態です。

#### ○中村委員

工法の変更による事業予算の変更とか影響についてはいかがでしょうか。

#### ○松下上下水道課長

事業費の変更につきましては、現状では概算ではありますが、当初考えていた金額のおよそ2倍以上にはなろうかと思えます。ただ、今の工法でも補助工法が必要になってくるので、補助工法がないとして当初予定をしておりましたので、補助工法を行いますとトンネル掘るのと同じように今考えていたよりは2倍ぐらいの予算は必要になってくると考えております。

#### ○中村委員

ボックスカルバートというのは割と地表に近くぽんぽんと設置していくような私イメージあるんですけど、今お聞きした工法の変更でトンネルのようなものを掘っていくとなると、少し地中より潜るのかなというような、勝手な素人考えのイメージなんですけど。

一方であそこは非常に海拔が浅いので、海がそこそこにあって、かつ川というか溝の傾斜がほとんどない、今まではだから溜まってたんだみたいなことがありました。そこについては新しい工法で対応できるとお考えですか。できると思ってるからやるんだろうと思ってるんですけどね。くだいようなんですけどすいません、根拠を知りたい。

#### ○松下上下水道課長

工法につきましては、もともと海側に近いところにNTTの線が入っております。この関係で

最初の事業計画の段階から海底よりも下に出てしまう予定になっておりました。それを一旦海底まで上げて排水する、要は上流から入ってきた水の力によって海に水を押し出すという計画です。

今回もトンネル工事みたいにしますと、当然今のボックスカルバートよりは地中深く配置するようにはなるんですが、同様の考えで予定をしております。

本来は海底より上に出したいところなんですけど、N T Tの関係でどうしても深くなってしまおうという関係があります。近々もう1回N T Tさんとは協議を行って、幾らかでも上げれないかという協議を行うようにしております。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時19分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後4時23分)

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」上下水道課所管分について認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○小玉班長

挙手全員であります。

当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

それでは、認定第6号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、御説明申し上げます。

本市における農業集落排水事業は、平成5年度の宇和地区永長処理区に始まり、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間、野村地区の長谷、岡成、阿下処理区が平成23年4月までに供用開始し、現在10処理区が稼働しております。また、明間

地区においては、浄化槽市町村整備事業により、浄化槽21基を設置しているところであります。

それでは、決算の状況について、決算書を用いて御説明申し上げます。

令和2年度西予市特別会計歳入歳出決算書の128ページ、129ページを御覧ください。

歳入ですが、歳入全体では予算額の合計が3億5744万7000円に対し、調定額3億4561万437円、収入済額3億4560万7427円、収入未済額は3,010円ですが、既に令和3年度において過年度分として収入済みとなっております。なお、不納欠損はありません。

主な収入ですが、126ページ、127ページを御覧ください。

1款事業収入、1項1目使用料、1節農業集落排水施設使用料と2節合併浄化槽施設使用料を合わせて9960万7485円。6款1項繰入金、1目農業集落排水事業繰入金と2目浄化槽市町村整備推進事業繰入金のともに1節一般会計繰入金を合わせて2億2134万4000円などであります。

続きまして、歳出ですが、132ページ、133ページを御覧ください。

歳出合計で予算額の合計が3億5744万7000円に対し、支出済額が3億4509万538円で、不用額は1235万6462円となっております。不用額は、主に施設管理費の修繕料で、突発的な修繕や予定していた修繕などで長寿命化が可能として執行しなかったもの及び、委託料における業務内容の変更に伴い減額になったものなどであります。

歳出につきましては、大きく分けて施設管理費と公債費であります。施設管理費では、各処理場の維持管理事業と職員給与及び庶務事業を執行しております。

130ページ、131ページを御覧ください。

主な歳出としましては、1款事業費、1項1目施設管理費、10節需用費のうち、光熱水費2479万3218円、修繕料2190万1045円、12節委託料のうち機械・機器保守点検委託料3088万3600円、企業会計への移行支援委託料として、資産の調査及び評価委託料1196万5800円、汚泥運搬委託料と汚泥処分委託料を合わせて2601万5864円などであります。

2款1項公債費、1目元金、2目利子ともに22節償還金利子及び割引料を合わせて1億7028万1834円を財務省、地方公共団体金融機構など、

それぞれの借入先ごとに償還しております。

次のページを御覧ください。

歳入総額 3 億 4560 万 7000 円、歳出総額 3 億 4509 万円、歳入歳出差引額は 51 万 7000 円であり、繰越金はありませんので、実質収支額は 51 万 7000 円となります。

以上、決算書で説明させていただきましたが、前年度との比較、8年間の推移などにつきまして、決算における主要な施策の成果報告書の123ページからグラフ化をしておりますので、御参考にさせていただけたらと思います。

以上で、認定第6号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

松下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○宇都宮副班長

10 施設が稼働してるということなんですけれども、修繕料、これどこに大体どれぐらいかかったのかというのを説明いただけますか。

#### ○小玉班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時32分)

#### ○小玉班長

再開を告げる。(再開 午後4時32分)

#### ○松下上下水道課長

成果報告書の127ページを御覧いただけたらと思います。

その上の表なんですけど、永長から阿下までの10施設におきまして、上から電気料金、水道料、その次に修繕料という表記がされております。この列につきましては、各施設において使用しました修繕料が計上されております。

#### ○小玉班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第6号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○小玉班長

挙手全員であります。

当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号「令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

それでは、認定第7号「令和2年度西予市水道事業会計決算の認定について」決算書をもとに御説明申し上げます。

まず、令和2年度西予市公営企業会計決算書の18ページを御覧ください。

令和2年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、事業経営につきましては、少子高齢化による給水人口の減少と市民節水型生活環境への移行により、今後も厳しい経営状況が見込まれます。

令和2年度の経常収支は、給水戸数の増加に伴う1人1日平均使用水量の増加による給水収益の増加及び動力費、職員給与費の減少により、前年度と比較して2247万6137円増の2116万2270円となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から375人減少して2万9393人となり、年間総有収水量は前年度比0.8%増の328万4201立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

4ページ、5ページを御覧ください。

水道事業収益7億954万8269円に対しまして、水道事業費用は6億7584万1780円となり、前年度と比較しまして収益は2.4%の増、費用は2.2%の増となっております。

8ページ、9ページを御覧ください。

このことを損益計算書で御説明いたします。

営業収益5億7092万3992円、営業費用が6億223万7331円となり、差引き3131万3339円の営業損失となりました。次に、営業外収益は水道加入料など7963万7530円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など2716万1921円を支出しております。

以上によりまして、経常利益2116万2270円、

当年度純利益 2154 万 9093 円となり、当年度未処分利益剰余金が 1 億 458 万 1093 円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は、次のページを御覧ください。

右下に記載されております 5 億 4028 万 3676 円であります。

水道事業収益及び費用の主なものについて御説明申し上げます。

27 ページを御覧ください。

営業収益としましては、水道料金 5 億 6251 万 8936 円、収入未済額につきましては、水道料金の未納額が 786 名、1,198 件、513 万 2418 円となっております。これは、令和 3 年 3 月 31 日決算のため、3 月請求分の水道料金が納入遅れとなっている件数が多く比較的大きな金額となっておりますが、令和 3 年 5 月 31 日時点での未納額は 140 名、270 件、93 万 1130 円となっております。未納額が 420 万 1288 円減少しております。今後も引き続き滞納整理を強化し、過年度分として収納していきたいと考えております。

また、不納欠損につきましては 16 名、250 件、135 万 4996 円を不納欠損として処理しております。5 年を経過して連絡がとれないものなどであり、納入の見込みがないものになります。

営業外収益につきましては、水道加入金 782 万 円、他会計補助金 651 万 2931 円、一般会計補助金です、その他雑収入 641 万 9908 円、これは下水道料金併徴収受託費などがあります。

次のページを御覧ください。

営業費用につきましては、原水及び浄水費における動力費 3390 万 9521 円、受水費 5539 万 9820 円などであり、配水及び給水費における委託料 2153 万 2197 円、修繕料 1474 万 3793 円、動力費 2814 万 130 円、総係費における給料、手当などの人件費を合わせて 1 億 499 万 7153 円などがあります。

次のページをお開きください。

営業外費用につきましては、企業債利息 2706 万 6083 円などがあります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、税込収入総額 1 億 1008 万 2482 円となっております。その内訳は、

負担金 1410 万 7233 円、補助金 8207 万 7249 円、出資金 1389 万 8000 円であります。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

資本的支出につきましては、損失額 2 億 9213 万 2237 円で、建設改良費として 1 億 9355 万 3560 円、企業債償還金として 9857 万 8677 円を支出しております。建設改良の主な工事は、宇和給水区域の新城水源井戸築造工事及び機械設備、電気計装工事、永長第 1 水源井戸築造工事、三瓶給水区域の津布理浄水場整備工事などがあります。

なお、建設改良工事の概況を 20 ページ、21 ページに記載しておりますのでお目通しをいただけたらと思います。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 1 億 8204 万 9755 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照いただけたらと思います。

以上で、認定第 7 号「令和 2 年度西予市水道事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

松下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第 7 号「令和 2 年度西予市水道事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○小玉班長

挙手全員であります。

当分科会としては原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第 8 号「令和 2 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

それでは、認定第8号「令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」決算書に基づき、御説明申し上げます。

まず、令和2年度西予市公営企業会計決算書の54ページを御覧ください。

令和2年度西予市簡易水道事業の概要を報告いたします。

総括事業として、西予市簡易水道事業は令和2年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、企業会計方式による経理処理に移行しました。

当市の簡易水道事業は、宇和町、野村町、城川町の中山間地域を中心に33カ所点在しており、地元の簡易水道組合に施設の運転管理及び維持管理を委託し運営しております。

業務量につきましては、給水人口が4,785人、年間総有収水量は54万4784立方メートルとなっております。

また、財政状況につきましては、少子高齢化や過疎化による人口減少のため料金収入が減少しており、経営は厳しい状況となっております。

令和2年度の経常損失は372万2851円で、特別利益及び特別損失を含めた当年度純損失は723万5551円となっております。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

40ページ、41ページを御覧ください。

簡易水道事業収益1億3111万7460円に対しまして、簡易水道事業費用は1億3870万8109円となっております。

44ページ、45ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたします。

営業収益5485万1209円、営業費用が1億2748万8681円となり、差引き7263万7472円の営業損失となりました。次に、営業外収益につきましては7058万834円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など166万6213円を支出しております。

以上によりまして、経常損失372万2851円、当年度純損失723万5551円となり、当年度未処理欠損金も723万5551円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は次のページを御覧ください。

右下に記載されておりますマイナス723万5551円であります。

簡易水道事業収益及び費用の主なものにつつま

して御説明申し上げます。

63ページを御覧ください。

営業収益としましては、水道料金5249万9672円、収入未済額につきましては、水道料金の未納額が38名、964件、319万5770円となっております。これは、令和3年3月31日決算のため、3月請求分の水道料金が納入遅れとなっている件数が多く比較的大きな金額となっておりますが、令和3年5月31日時点での未納額は1人、1件、1,620円となっており、現在は過年度分として収納済みとなっております。また、不納欠損はありません。

営業外収益につきましては、水道加入金32万円、他会計補助金3079万6129円、これは一般会計補助金です、その他雑収入282万8642円などであります。

次のページを御覧ください。

営業費用につきましては、原水及び浄水費における修繕費194万9747円、負担金514万2199円、水質検査負担金などであり、配水及び給水費における委託料106万5370円、修繕費886万4110円、動力費154万7112円、総係費における給料、手当などの人件費を合わせて2655万7134円、水道施設の維持管理など委託料2498万1258円などあります。

営業外費用につきましては、企業債利息151万738円などあります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

42ページ、43ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、収入総額560万1451円、補助金となっております。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

資本的支出につきましては、損失額1304万1596円で、企業債償還金として支出しております。建設改良はありません。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する744万145円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

その他、決算資料を掲載しておりますので御参考にしていただけたらと思います。

以上で、認定第8号「令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定いた

でございますようお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

松下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第8号「令和2年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

#### ○小玉班長

挙手全員であります。

当分科会としては原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号「令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

それでは、認定第9号「令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」決算書に基づき御説明申し上げます。

まず、令和2年度西予市公営企業会計決算書の88ページを御覧ください。

令和2年度の西予市公共下水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、西予市公共下水道事業は令和2年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計方式による経理処理に移行しました。

当事業は、市内の人口が集中する地域において、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に、野村処理区と宇和処理区で下水道整備を実施しており、現在宇和処理区で管路整備工事を行っております。そして、令和4年度の完了を目指しているところでございます。

業務量としましては、年間総有収水量、処理水量が79万3321立方メートルであり、接続人口が5,777人、水洗化率は55.9%となっております。今後、管路整備工事を行うとともに接続推進による水洗化率の向上にも努めております。

財務状況としては、経常利益が3782万6293円

で、特別利益及び特別損失を含めた当年度純利益は3884万9812円となっております。

建設改良事業の状況としましては、宇和処理区の卯之町四丁目及び稲生地区において管路整備を行っており、1億1596万8406円を執行しております。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

74ページ、75ページを御覧ください。

下水道事業収益5億700万4266円に対しまして、下水道事業費用は4億6502万4670円となっております。

78ページ、79ページを御覧ください。

このことを損益計算書で御説明いたします。

営業収益1億295万5220円、営業費用が4億1208万8474円となり、差引き3億913万3254円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、他会計負担金や他会計補助金など3億9043万9106円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など4347万9559円を支出しております。

以上によりまして、経常利益3782万6293円、当年度純利益3884万9812円となり、当年度未処分利益剰余金が3884万9812円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は次のページを御覧ください。

右下に記載されております3884万9812円であります。

下水道事業収益及び費用の主なものについて御説明申し上げます。

97ページを御覧ください。

営業収益としましては、下水道使用料1億293万1720円、収入未済額につきましては、令和2年度分の下水道使用料の未納額が3,177名、3,458件、1067万7461円となっております。これは、令和3年3月31日決算であり、下水道使用料は水道料金と併徴収ですが、3月に水道会計に納入された下水道使用料を翌4月に受け取るため、自主的に3月に納入された下水道使用料は未納の扱いになるため、件数が多く比較的大きな金額となっておりますが、令和3年5月31日時点の未納額は67名、105件、23万7461円となっており、未納額が1044万円減少しております。今後も引き続き滞納整理を強化し、過年度分として収納したいと考えております。

また、不納欠損につきましては2名、2件、2,850円を不納欠損として処理しております。5年を経過して連絡が取れないものなどであり、納入の見込みがないものとなります。

営業外費用につきましては、一般会計負担金1億7615万7392円、一般会計補助金6173万9677円、長期前受金戻入1億5210万8069円などがあります。

次のページを御覧ください。

営業費用の主なものにつきましては、管渠費における修繕費1500万5972円などであり、処理場費における光熱水費1026万8560円、委託料4078万5290円、修繕費1435万9770円、総係費における給料、手当などの人件費を合わせて2000万485円、委託料965万7351円、減価償却費2億8324万9136円などがあります。

営業外費用につきましては、企業債利息3966万6473円などがあります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

76ページ、77ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、収入総額3億4707万9508円となっております。その内訳は、企業債6330万円、出資金2億322万3140円、補助金5963万3868円、分担金及び負担金2092万2500円です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資本的支出につきましては、総支出額3億2053万9546円で、建設改良費として1億1596万8406円、企業債償還金として2億457万1140円を支出しております。建設改良の主な工事は、宇和处理区の卯之町四丁目及び稲生地区の管渠整備工事です。

なお、建設改良工事の概要を90ページに記載しておりますのでお目通しをいただけたらと思います。

また、資本的収入額から翌年度繰越額に係る財源充当額を差し引いた額が資本的支出額に対して不足する416万38円につきましては、繰越工事資金及び引継金で補填いたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照いただけたらと思います。

以上で、認定第9号「令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定い

たきますようお願い申し上げます。

#### ○小玉班長

松下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○小玉班長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

認定第9号「令和2年度西予市公共下水道事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○小玉班長

挙手全員であります。

当分科会としては原案のとおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後5時07分）

#### 【提言】

#### ○小玉班長

再開を告げる。（再開 午後5時16分）

本分科会における決算認定についての審査は全て終了いたしました。

これより当分科会における行政部局への提言について協議いたします。

御意見を申し上げます。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後5時17分）

#### ○小玉班長

再開を告げる。（再開 午後5時40分）

経済振興課のジオブランド推進事業、ふるさと就業創出奨励事業、市観光PR事業を、農業水産課は、漁業関係各種補助金事業、林業課関係は、有害鳥獣捕獲対策事業と間伐材出荷促進対策事業です。建設課は、木造住宅耐震化促進事業、野村地区都市再生整備計画事業、住宅リフォーム事業、危険空家除却事業、以上を提言したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉班長

以上、これで協議を終了いたします。

本日いただいた意見を踏まえ、当分科会における報告書を作成し、10月4日に開催される特別委員会の席上で報告させていただきます。

これにて閉会いたします。

閉会 午後5時42分

署名

西予市決算審査特別委員会  
産業建設分科会班長